

## 第55回関西広域連合委員会

日時：平成27年3月27日（金）

午後1時00分～午後4時19分

場所：大阪府立国際会議場 10F 1009会議室

### 開会 午後1時00分

○広域連合長（井戸敏三） それでは、第55回連合委員会を開催させていただきたいと思っております。きょうは、盛りだくさんでありまして、最初に関西圏域の展望研究会の中間報告を委員の皆さんと今日おみえいただいております五百旗頭座長とで意見交換をしていただきますとありがたいと思っております。

その後、近畿圏広域地方計画への対応をやらしていただいた後、高浜原発の3、4号機の新規制基準適合性審査結果について原子力規制庁のほうから説明を伺った後、質疑等をしていただこうと考えております。

あと協議事項が二つ、報告事項が六つありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは早速に五百旗頭座長から関西圏域の展望研究会の中間報告につきましてご報告いただいた後、意見交換をさせていただきたいと思っております。

五百旗頭座長、どうぞよろしく願いいたします。

○座長（五百旗頭真） ありがとうございます。初めてこの会に出席させていただきます。どうぞよろしく願いします。座ってやってもいいですかね。

10分ほどで説明せよというんですが、何しろ大変すぐれた活発なメンバーでありまして、その多才な議論を反映してお手元の資料1、非常に多くのことが書かれています。それで、4ページもの2枚に要点を図示するようなものを頭につけております。書かれていることは、またじっくり見ていただくとしまして、10分ですので、この4ページものを読み上げていると非常に慌ただしいことになるかと思っております。それで、私なりのまとめで簡単な筋道の説明をさせていただきたいと思っております。

振り返ってみますと、江戸時代幕藩体制というのは非常に分権的な社会でした。275の藩がそれぞれの限られた自分の地域を一生懸命耕して、そして藩校をつくり、文化水準を高めようと、この現場現場で競うと。人口は江戸時代3,000万ほどでありましたけれども、その分権的努力によって、日本の平地のほとんど全てがしっかりと耕された農耕文明社会になり、さらに新田開発などに努めたわけであります。その上に、近代における中央集権化というのが行われたと、その分権的土台、個々の現場が非常にしっかりしていたというのがあってこそ、中央集権的な上からの近代化が成功したというふうに見ております。

東京を世界の場に出せるように押し上げていく、中央官僚制、すぐれた官僚制の下で上からの近代化をもって、効率の高い社会をつくると、その努力は大変な成功を収めまして、戦前の場合には黒船が来てから50年でヨーロッパの大国ロシアに軍事的勝利をするという坂の上の雲の時代を持ちましたし、それから30年代には戦争に傾きすぎたために世界を敵とする戦争に陥って、昭和20年に廃虚になると、このたび、陸前高田や南三陸町というあの地域では比較的平野がまだ広いほうの被災地へ行ったときに、がれきしかない、茫然とするようなすさまじさでありました。しかし、昭和20年の日本の主要都市は、京都以外みんなあの状態だったんですね、東京を初め。その破局から、しかし、再び大変な再生力をもってよみがえってます、その際にも、やはり中央官僚の尽力、上からの近代化の成功があったと、しかしながら、80年代に至って、いうならば、先進成熟社会に到達したという段階で、中央集権化、上からの近代化というののもう限界を招いたと思うんですね。それにもかかわらず、その道を進める中で過度な一極集中のぜい弱性が今や大変な問題になってきていると思うんです。

一例で言えば、首都直下地震が憂慮される中で、2,000万、3,000万の首都圏人口を集中ということをやっている。江戸の時代にも大災害がありましたけれども、10万の犠牲とかいうふうなことはありましたけれども、そのときの人口200万に至らないんですね。200万に至らなくても大変なことであったのに、今や2,000万を超える首都圏

集中と、そこを災害に襲われるということが遅かれ早かれ来るということを考えると、一極集中ということを是正して、もう多元化していくという努力を急がなければいけないと。

それからもう一つ、最近非常に認識が深まってきたところですが、首都圏が日本全国の地方という、いうならば自分の手足を食いつぶしていくと、次々に食べて手足が失われていくと成り立たない共同体がたくさん出てくる。手足がなくなって全部集中すればいいのかというと、頭だけでは再生産がまたできないと、人間は健全なバランスを必要とする、そういう意味で、実は日本全体の死の危険ということですから憂慮される事態になっていると、一極集中をどういうふうに修正していくか非常に大事。

例えば、このたび、金沢への新幹線がめでたく通じましたけれども、すぐ近くの米原まで通すことなく親知らずの難しい地域を越えて東京とつなぐ、東京以外の地に中心拠点はつくらせないという新幹線システムになっていると、これは非常にゆがんだ形であるというふうに思います。もう一度、中央と地方の役割分担を根本から考え直して、再構成すべきときだと思います。

その点で、思い起こしますのは、紀元前1世紀ですが、ローマがユダヤの国を軍事的に制圧したときにこういうことがありました。ユダヤは大変なヤハウエの神に選ばれた民だという文化的独自性誇りが強すぎるほど強いと、それで統治厄介だと思っていたところ、ヘロデ王がローマ軍に申し出まして、どうぞ私めをお使ください、間接統治にとどめられると、そのほうが便利ですよと、犬馬の労はとりますからというふうに申し出て、ローマはこれを受け入れたんですね。ヘロデ王を通じての間接統治、しかしながら、ローマは重要な条件をつけました。三つだけはヘロデ王といえども勝手にやっちゃいけないと、三つだけはローマが直轄する、何かって、1 外交、当然ですね、2 安全保障、軍事、国防ですね、3 通貨と。この三つはローマが直轄するので手出しするなということを行ったんですね。通貨というのは、今流に一般化して言えば、制度設計と、国家的制度設計、外交、安全保障、そして国家的制度設計、これだ

けは中央政府が絶対に手放すことのできない神聖な任務だと思えます。ここはしっかり頑張らなきゃいけない、しかし逆に言えば、それ以外のところについては、このおおらかに分権化していく、サブスリアリティという考え方がEUにはありますけれども、現場担当者ができることはもうそこに任せていくと、現場だけで対応仕切れないところが、自治体では苦しいというならば、都道府県レベルがそれを補完的に支えるところ。都道府県でもだめなところは国が出ると、しかし、現場がしっかりやれるもの、それについては大きく任せていくと、そういう考え方に立ってみずから絶対に放棄することのできない外交、安全保障、制度設計をしっかりとやるというのを基本的考えにすべきではないかと思えます。

そういう面で言いますと、例えば、財務省、日銀による根幹的な経済金融制度設計、これはもう東京以外ではできない、しかしながら、民間主導であり、それを支える、例えば、経済産業省のようなものは、むしろ大阪に置いてもいいんじゃないかって、近代日本全体でそういうふうを考えていくべきではなかったかと思っております。

しかし、今となってはそれは事態と大きく食い違っていすぎると、私どもの研究会でせめてと言って提案しているのが、文化庁、官公庁、これは関西が中心になっていいんじゃないか、少なくとも東京一極だけでやるべきものではないと。先般のロンドンオリンピックのときには、アーツ化にするイングランドというので、文化的なこのイベントですね、物すごい量の密度の活動をやって、これがロンドンオリンピックのこの隠れたる、静かなるヒーローだったんですね。そういうことも参考にして、東京オリンピックが行われますが、オールジャパンでこの文化、観光の面、関西はしっかりその受け皿になっていくと、関西の文化と魅力、これを世界との環流、循環の中で、東京からとるとかとられるとかいうけちなことではなくて、全国、そして、全世界との環流、循環という言葉は非常にこの報告書重視しておりますが、そうしたダイナミックな環流の中で、中心的役割を果たすべきだと。

それからもう一つ、防災庁、首都直下地震が憂慮される中で、東京一極集中に拘泥

するというのは狂気の沙汰です。南海トラフということもあると、それについてしっかりと東京が全般的な漏れ落ちなく対処するというふうな総合調整できるのかと、防災については阪神淡路大震災の後、国と兵庫の地元が両輪となって、人防のような防災拠点を育ててまいりました。首都直下や南海トラフの前に、せめて防災については明白な二元体制というものを確立すべきであるということを提起しております。

それから関西自身の問題として、防災については、天災というのは忘れる暇もないぐらい最近をよくやってまいりますけれども、しかし、必ずアングルを変えて奇襲攻撃を成功させるという悪い癖があります。今度、意外にやられるのは、地下街、地下水の水害ではないかと。集中豪雨であっても、津波であっても、地下街、地下水が激しくやられるということにまた想定外と言わない対処が必要ではないかということも、この報告書は申しております。

最初のこの資料1の1関西の目指すべき目標というので、今二つ丸のある後ろのほうの国土の双眼構造の一翼の担う世界に開かれた関西というほうを私なりに申し上げてまいりましたが、もう一つの魅力ある地域の中で人が活躍する関西、この人ということ、人材こそ最も関西が重視すべきものであると、人の環流、循環ということ以外に関西の活性化はあり得ないと。まず、関西内部でのこの1ページ目の下のほうに黄色い絵が、人が巡る、人が集う、人が育つというふうに書いておりますが、関西内部での人のめぐり、環流と、都市化でこの地域でも人口集中が起こっておりますが、しかし、都市化に向かう流れを双方向化して、自然豊かな地にもう一度、もう一つの拠点を持つと、2拠点主義をとるべきではないかと。子供たちをお休みのときには、あるいは、週末には自然豊かな地に戻って、そこでこの豊かな幅広い人間性を育成して、この生活の豊かさ、それとともに、以外に災害に対する減災的意味も持ちうると。

4ページ目の裏のほうに、いろいろな地での先進的な取り組みが行われている事例というので、神山町以下七つのすばらしい事例を示しております。これらのよき再生の試みというのは、そこにある自然であり、歴史文化であり、環境であって、そうい

うものを組み込みながら新しい文化を持つ町を再生していくと、コミュニティの再生を試みると、関西内部での環流、循環、人のつながりの再生ということこそ、中心的な命だと思えます。

そして、一極集中を是正するというのであれば、東京からの環流を考えるわけですが、それ以上に全国的な、あるいは、アジア、世界との環流、魅力ある文化拠点、観光拠点、既に関西には非常にすぐれたそうしたものがありますが、さらにそれをよきプレゼンテーションによって魅力あるものとして示す。関西の魅力をどういうふうなパッケージで示していくか、招いていくかというふうなことを努力すれば、素材があるだけに輝くことができる。

それから関西には大学が豊かで、先ほど通産省のようなのは関西にあるべきだと申しましたが、それどころか、関西の企業の非常に多くが東京のほうへ行ってしまいました。しかし、あんまり動いてないのが大学関係でありまして、つまり、言いかえれば、若者がいると。私は熊本県立大学の理事長をして、熊本県下を回りますと、悲痛な叫びがあります。高校までは若者がいるけれども、大学がないからみんななくなると、仕事があんまりないから二度と帰ってこない、これではもうだめだ、お願いだから県立大学の観光学科だけでいいから我が天草につくってほしいとか、農牧課一つでいいから人吉につくってほしいと、痛切な要請があります。つまり大学があるということは、関西の場合、まだ非常に恵まれた土台があるということなんですね。

しかしながら、大学を出ると、やはり魅力ある仕事は首都圏に多いというので東京へ行ってしまふ、その流れは変わらないのか、変わらないわけではない。i P S細胞の新しい発展、先端医療、こういうものを実際に展開していくと、産業化していくと、あるいは、医療ロボットの分野でも関西はなかなか見るべきものがある。福祉医療の時代にそうしたロボットを産業化していく、環境技術も非常にいいものがあると。こうしたものを生かして、それを系統だって発展させるならば、全ては大学出たものが東京へ行くほかないというのとは違った魅力、そういうものをもつてのこの地域の活

性化ということは、芽はあると、頑張るに値すると思います。

最後に、こういう全関西的な構想、個々にいいものはあるんですが、それが一つの全般的な構想としてはなかなか出来上がらないし、そういう考えられる土台ってというのが弱いと、そうしたすぐれたアイデアはいろいろなところにあるし、すぐれた試みはあちこちにあると、それを系統だったものとし、かつ、顕在化していくために、この際、シンポジウムを開いてすぐれた試み、事例、良き議論というのを広く人々に提示するとともに、関西の未来を展望するコミッティーのようなものをつくって、このたびは我々非常に各分野からの活発に議論をなさる人を集めて、この目が洗われるというふうな思いがありました。たまたま、これ広域展望だからつくったというのではなくて、関西にそうしたものが持続的に必要ではないかと、過去の歴史と文化に恵まれたこの関西です。しかし、それ以上に今日の文化を創造すると、新しい地域を創造する、そういう関西であるということが何より重要であって、そういうものにこそ人々が集うんだというふうに思う次第です。

以上、大変主観的なまとめで恐縮ですが、私からの報告にさせていただきます。

○広域連合長（井戸敏三） 五百旗頭先生、ありがとうございました。

関西圏域の展望研究の骨子となる、中間報告の骨子となる基本的な考え方を先生からご説明いただけたのではないかと思います。

それでは、せっかくの機会でありますので、各委員からのご意見やご質疑を頂戴したいと思います。どなたからでも結構ですが、どうぞ仁坂さん。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 先生ありがとうございます。さすが座長先生だというふうに思っておりますが、一番感動するのはこの双極構造の一翼ということ、一番初めに言われたことだと思います。実はですね、国交省は国土形成計画の中に、これを入れようとしません。なぜかという、多分、中央官庁の立場からすれば、みんな文句を言うから、東京以外はみんな顔を立ててということになると、その拠点・拠点で頑張ると、こういうような話にどうしてもなるんですが、日本の成

り立ちを考えたら、やはり双極構造はすごい大事なことで、単にちょっと経済力があるとかないとかいう話ではなくてですね、日本全体として大事にしないといけないことではないかと。それをやはり関西から自分で言うというのは、第1歩ですけれども、一番大事だと思いますので、本当にありがたいことだと思います。前回の国土形成計画のときに、僕はいろいろと言いましたが、なかなか半歩ぐらいしか入れてくれなかったという思いがありました、全体計画の中ですよ。

それから細かいことですが、農業がちょっと夢が小さいような気がします。というのは、僕もイメージが大阪の野菜づくりでできてるような気がするんですけど、食べ物、農業、それから食品加工、それから最終的には料理ですね、こういうような話は日本のこれからの物すごい強みになる話だと信じてるんです。そういう意味で関西を考えますと、実は私の県もそうなんですけど、60パーセント果実ですから、商品作物を作っているんです。もう既に典型的な意味での昔から言われてる農業ではなくて、資本主義の中の農業で苦戦をしているような状態なんです。それと同じことは徳島にも言えると思いますし、鳥取も言えると思いますし、滋賀県もそうだし、京都もそうだと思うんです。そういうことを考えると、農業はやはり今言いました商品作物、加工食品産業、それから和食です。その流れで、一般を推していくところがたくさんあってもいいのではないかというふうに思いました。

○委員（三日月大造）      ありがとうございます。滋賀県知事の三日月大造です。精力的にご検討いただきましてありがとうございます。

私からは三点です。一点目は、環境の視点です。やはり関西は環境先進地域だということの打ち出し。水循環、地下水への言及もございましたが、水循環の維持ですとか、生態系の保全については、今世界でもあらゆる分野で見られ始めていることですので、日本、とりわけ関西がその先導役を果たすんだという、より積極的な観点を入れたらどうかと。

二点目は、交通の問題です。これは、政策コンセプトの6番のインフラの中で、北



陸新幹線、中央リニア新幹線のことを書いていただいておりますし、積極的に最優先であらゆる行動を起こすべきだということなどが書かれております。この言及自体は、私もそのとおりだと思いますし、ぜひ関西広域連合でも、この議論を早めていく必要があると考えます。敦賀開業の前倒しや福井先行開業の検討ということがございますが、それでも数年かかるということであれば、どんどんその間、大阪につながらない間に、北陸から東京一極集中という流れがより加速いたしますので、これを何としても食い止めていかなければならない。

三点目は、健康医療産業の産業クラスターの形成です。先ほど仁坂委員の言われた「食」ということとも絡めて、私も非常に可能性のある、この健康医療産業の産業クラスターの形成に向けて、滋賀県でも聴覚・コミュニケーション医療センターを、設置することとし、米粒ほどの人工内耳を京セラのものづくり技術と連動しながらつくるということを今やっております。大学と連携した、医工、医療と工業のものづくり特区の指定を受けてやっておりますが、滋賀のみならず、可能性のある関西地域ですので、より強調して検討を深め、また施策に反映することが必要ではないかと考えます。

○広域連合長（井戸敏三） はい、ありがとうございます。どうでしょうか、一通り意見をそれぞれお聞きいただいてからということにしましょうか。

それでは、山田さんどうぞ。

○委員（山田啓二） ありがとうございます、双眼構造を中心に関西のあるべき姿を展開していただいておりますし、私からも心から感謝を申し上げたいと思っております。

私自身もこれからの関西を考える上で必要なのは、一つは多重防御、つまり、政府を前提とした防災庁の話が出てまいりましたけれども、一つではやっぱりだめなんだろうと、多重に防御をする仕組みが今要るんだろうと、そしてそのためには、多重連携が要るんだろう、多機能連携が要るんだろうと思っております、その中において

ミックスコミュニティとかですね、創造都市、創造農村といったような非常に先進的な話が出てきている。そして、全国一律のコンパクト化に反対するという、まさに、今政府に対しても明確なメッセージを出していただいているのですけれども、多様性を確保していかなければならないというときに、非常に多様性と離れた形で集約化、重点化が行われていくことによって、かえって地域のダイナミズムが失われていくんじゃないかという心配をしてるだけに、本当にそのとおりじゃないかと思っております。

そうした観点から申しますと、やはり一番私たちも言っていたきたいのは、交流というものをどれだけ多重に、多様につくれるかということだと思っております、まさに産業で言えば、6次産業化、10次産業化を中心とした新しい産業というものを関西からやっていくことだと思いますし、また、地域間連携では、都市と農村の交流、さらには世界との交流をどうやってつくっていくのかというような話で、まるで鳴門の渦潮のようにですね、いろんなものを巻き込んでいくという形だと思っております。

その点からして、ちょっと気になる点から申しますと、やはりまず、エネルギーの問題ですね。エネルギーの問題で、どうやって多重防御、そして、多重連携をつくり上げていくのか、例えば、関西の場合ですね、非常に苦しいのは、逆にエネルギーは多重どころか一極集中してしまっているというところでありまして、しかも、例えばパイプラインのようなものが日本海側には新潟しか存在しないという現状がありまして、LPGやメタンハイドレートなどを含めて、関西としてインフラ構造の中で多重防御、多機能連携の話がもっと出てくると、一緒になってやってくれるところが出てくるのではないかと思っております。

それから、そうしたまさにダイナミックな交流を実現していく中で、ちょっと気になる言葉、一つだけ細かい点で恐縮ですが、地域内経済循環を実現するというのはですね、この全体の趣旨からすると、急に何かちいさな話になってしまったなという感じがしております、多分、地域内経済循環的なですね、たこが足を食っている

ような話ではなくて、日本から世界に向けてこうやっていく中、全体の容量を広げていくような経済というものが、または、農業でもそうだと思いますし、人材育成もそうだと思いますし、そうした観点が全体を通じて流れていくとわかりやすいと思います。

最後に、人材の育成の面で大学という形と、多様な選択肢による次世代育成ということが書いてありますけれども、女性や高齢者、障害のある方も含めて、こうした人の働き方、暮らし方について、関西から提起できればすばらしいなと思いました。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） はい、ありがとうございます。それでは、もう順番に一言ずつ言ってもらいましょう。じゃあ、鳥取の林さんどうぞ。

○副委員（林昭男） ありがとうございます。じゃあ、時間もありますので私のほうから。

一つはミックスコミュニティという話がありました。我々もやはり農村部等にあっては、小さな拠点というもの、複合的な小さな拠点というものがないとその地域は成り立っていかないんじゃないかという考え方を持っております。そうした意味で、都市と農村の近接の中でこうしたワンストップの主体を考えるべきだということをおっしゃっていただいております、非常に心強く思っておりますし、あわせて、そうすれば、先ほど仁坂知事もおっしゃいましたけど、農村のもっともっと元気が出てくるのではないかなというふうに思っております。

それから、今、山田知事がおっしゃいました、私ここで気になりました、人材育成の中で関西は女性の活躍の度合いが少し弱いという課題が掲げてあるんですが、それに対して女性をどう活躍してもらおうかということが後ろのほうになかったように思っております、その辺を少し記述をいただければありがたいなと思った次第でございます。

ます。

○広域連合長（井戸敏三）　　じゃあ、植田さんお願いします。

○副委員（植田浩）　　大阪府の植田でございます、どうもありがとうございました。もうそれこそ今後30年、40年の関西の方向性を明確に提示いただいたということで、素晴らしい中間報告だというふうに思っております。特に、その中でも素晴らしいと思った点、一、二、申し上げさせていただきますと、一つは、この手の行政系の計画とかビジョンとか、もうずっと昔からいろんな形であるんですけども、高度成長の時代は多分列島改造分ではないですけども、やはりハード、インフラですとか国土構造自体をどうしようかっていう議論が多かったと思うんですが、ここ20年ほど行政のソフト化という概念も出てきて、徐々にソフトの比重が高くなってきていると思うんですが、今回のこの中間報告で、特にその中でも、人というものを正面から捉えられたということで、そういう意味でももう画期的なものではないかというふうに感じております。まさに、二つの目標で、まず人が活躍する関西、その次に国土の双眼構造、これは仁坂知事おっしゃったように双眼構造って言葉が出てきたこと自体も素晴らしいことだと思いますけれども、こういう立てつけをされてるってことがすごく素晴らしいなと思った一点でございます。

それからもう一つは、やっぱり関西が何が強みかと考えた場合に、もちろん産業、商業、工業、農業もありますし、学問的にも非常に高いレベルにあるし、自然な豊かな部分も多々あるっていう部分がありますけれども、やっぱり歴史ですとか、文化ですとか、そういう部分が一番世界に勝負できる一つではないかというふうに思っております。その意味でも六つの課題というか、挙げられてる中で2番目にこれが来てるっていうのも、やっぱり素晴らしい立てつけかなというふうに思った次第でございます。

それから、ちょっと細かいですけども、最後に一点。この2番のアジアの文化観光首都を目指すってあるんですけども、もちろんアジアの首都を目指すのは当然ですけ

れども、やはり世界に冠たる文化都市というのを目指してもいいのかなってちょっと思った次第でございます。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三）　それでは。

○副委員（熊谷幸三）　徳島の熊谷でございます。まずは、みんながこれを本当になるほどと思えるような、地方創生の手引きとなる具体的な事例を集めた政策集のようなものになるのではないかと考えております。本当にありがとうございます。

それで、私は実は京都大学なんですありますが、東大と京大っていうのは、いつもこの関西と関東の比較になぞらえられまして、最近は特に偏差値だと、東大が1番で京大が2番なんていうと、ナンバーツーの大学みたいな話になってしまうんですね。ところが、昔はそうじゃなくて、東大は東大、京大は京大のそれぞれの個性があって、それぞれなりに頑張ってきた、恐らくそれぞれの人を輩出してきたという部分があると思うんですね。そういう意味で、今これを東京と関西と比べてみると、経済という指標で測ってみると、やはりこれは経済では、二番手になってしまって、それが東京のコピーみたいになってしまっているわけでありまして。そういうことから全く違う価値観でものを見るということが必要ではないかということで、この点でまさに先ほど植田副知事さんもお話になりましたように関西の歴史、文化という、これを切り口に新たな施策展開をしていくべきではないかというのが、私の率直な感じでございます。

そして、この東京と関西っていうのは、実は、この広域連合の中でも大阪と徳島と比べてみると、また同じような縮図がここにも入ってきます。そうすると、関西広域連合の中で、それでけんかしてはだめなわけでありまして、それを関西広域連合の域内で、人の交流をもっともっと盛んにしていくべきであろうと。そういう中で、私ども神山町事例に入れていただけてますけども、サテライトオフィスということで、県外、あるいは、都市部から人が来ていただけてます。そういうものを受けていく受

け皿というものもしっかりしていかなければならない。そのときに、社会人の皆さんがたは本社とサテライトで交流ができますけども、その子供さんたちがなかなか一緒に動けない。そういうことがありますので、そこでデュアルスクールというのが私たちの発想で、政策提言しています。本拠地が東京であっても、2学期は徳島で学ぶことができる、そういうものを体験しながら地方のよさとか、都会のよさとか、それぞれの違いを知らながら交流が広がっていく、そういうものもこの関西広域連合の中でそういうことができればですね、また一つおもしろい展開ができるのではないかといいうふうにも思っています。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） それじゃあ、藤田さんお願いします。

○副委員（藤田裕之） 京都市でございます。本来でしたら私ども門川市長、365日のうち360日和服で公務しております、ここも和服で来ているんですけども、副市長の藤田でございます。

すばらしい中間報告ですけども、今までお話出てない部分に絞って私から言わせていただきますが、一つはですね、この中に先ほども災害への備えというようなことがありましたけれども、皇室の存在、役割ということの観点でちょっと申し上げたいんですが、関東大震災のときに、宮家が三家ですかね、滅びたという、途絶えたというようなことを聞いております。そういう意味では、今の一極集中を考えるときに、皇室にお住まいいただいているのが東京だけでいいのかというようなあたりについて、私どもは文化首都ということを目指しておりますし、京都がということだけを申し上げるつもりはないんですけども、現役の御所もありますし、そうした意味での皇室を同じように分かれてお住まいいただくと、これがやはり非常に国民の象徴的な形に映るんじゃないかなという気がしております。

またその意味でも、京都の伝統文化というふうによく我々申し上げるときでも、やはり発端と言いますか、出発は宮廷文化であったりですね、皇室ゆかりのものという

ものがございますので、そのようなあたりも一点入れていただきたいなど。

それから、京都はどうしても伝統文化等が中心になるんですけれども、その場合に宗教都市という存在、宗教性ということが多く出てくる部分がございます。特に京都の場合を申し上げますと、総本山、大本山というようなものが集中しておりますので、そうした宗教都市、宗教性というようなもので精神性をもう少し東京とは一味違う存在が固持できないのかなという気がしております。

もう一つ付け加えますと、庶民文化というのか、やはり東京とは違う吉本の笑いであるとかですね、阪神タイガースの応援団であるとか、ああいう東京文化、全国を席けんするようなこの庶民文化とでも言うんでしょうか、そうしたものがやはり関西のこのエネルギーとして、京都もその中に包含されていると思いますけど、あるんじゃないかなという気がしておりますので、そうした文化的な優位性、あるいは、その奥にある精神性、庶民性といったことがもっと出していただく余地があればありがたいなと思いながらお聞きしておりました。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） それじゃあ、狭間さんお願いします。

○副委員（狭間恵三子） 堺の狭間です。本日は、遅参しまして大変失礼しました。私も皆様がたがお話いただいた以外のことで、三点だけ申し上げたいと思います。

山田知事からもお話がありましたけれども、この関西に地域居住というご提言がありまして、関西の個性として、強い都心部と豊かな地方部が両立しているという利点をさらに強めるための豊かな地域経済のお話は非常にご専門の方も多くて、盛り込んでいただいているかなと思うんですけれども、リージョンコアという強い都心部をどうつくっていくのか、あるいは、維持するのか、東京経由ではなく、関西から世界へ経済の導線をどう構築するかという部分が弱いと思っています。それから弱いなと思っているのが情報発信ですけれども、情報発信もほとんど東京を経由しないと世界に行けないという状況ですので、そのあたりの経済情報の関西から世界へという強い導線を

どうつくっていくのかというようなことをまた教えていただければありがたいなと思います。

それと、二つ目にご提言いただきました文化庁、観光庁は関西でいいのではないかとというのは、本当に素晴らしいお話だなと思って聞いていました。確か河合隼雄長官が文化庁長官のときに、文化庁は京都に持ってくるということで京都にある国立博物館に長官室つくると言って頑張ってもらったのが、恐らく途中で河合隼雄さんも倒れられたので話が切れてしまいましたけれども、このあたりはぜひ強く推していただけると非常にうれしく思います。

そして、最後に、五百旗頭先生がこの報告書をつくって終わりではなく、これからの豊かな関西のために議論を続ける、あるいは、シンポジウムのような形で皆様がたと一緒に議論していくとおっしゃっていただいたのも非常に意義深いと思いますので、またぜひ取り組んでいけたらと思いました。

以上です、ありがとうございます

○広域連合長（井戸敏三） それでは、村上さんお願いします。

○局長（村上栄一） 毎回代理出席で申しわけないんですけども、私のほうから意見ということではないんですけども、本当にこの中間報告、グローバルのレベルから身近な小規模のコミュニティのレベルまで多面的にスポットを当ててご検討いただきまして、またかなり突っ込んだ、具体的なご提案もいただいているということで、しかもその切り口として、やはり交流、あるいは、連携ということをキーワードにしたいろんな提言がこの中に込められておりますので、これぜひ私ども、実務の将来的にも、各いろんな施策とところでこの考え方が参考にさせていただけると思っておりますので、共用させていただいて、この考え方を今後の施策に生かせるようにということに努めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○副委員（鳥居聡） すみません、神戸市の鳥居でございます。いろいろご説明を



お聞きして、一つは感想めいたことで恐縮ですけど、双眼構造っていうのは、今から大分昔、国土庁がまとめられたスバルプランのときに双眼型国土構造という提言があって、それは近畿も入ってやったんですが、そのときの言葉がまた出てきて復活して、結局、何十年かそれからたってるんですけど、またこういうことを言わないといけない状況は、あんまり昔と変わってないんだなみたいな感じがして、我々として、関西としてもうちょっと本当に真剣に取り組んでいかないといけないのかなというふうな思いをですね、させていただいたというところでございます。

ただ、関西はいろいろ議論があって、今まで関西は一つとか言いながら、なかなか関西は一つ一つやというような言葉がございませうけども、やっぱり僕はそれぞれの都市なり、それぞれの地域なりがかなり個性を発揮してですね、それぞれがあるというところがやっぱり、それが関西の強みではないかなというふうに思ってまして、いろいろ総じて関西がどうまとまるかという意味では、いろいろ書いていただいていることはすばらしいことだと思うんですけども、もうちょっと考えると、やっぱりそれぞれのところがもっと頑張れるような形の持っていき方があれば、我々もそれに沿って頑張れるのかなというふうに思いました。

それと、来年度は地域創生のための総合戦略ですか、それをそれぞれで立てていくことになると思いますので、来年度前半で立てようと神戸市も思っていますが、そのときにぜひこういうこの中身を使わせていただくというか、これを参考にさせていただいてですね、進めさせていただくという意味では非常にありがたいなというふうに感じております。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三）　　ありがとうございました。私も一言ぐらい言わないと、何だお前は何もないのかとかって言われそうですので一言だけ。

フォローアップの仕組みはですね、先生のご提言を受けて広域連合としてきちっとつくらせていただいたらどうかと、このように思っております。先生にもご相談を

ぜひさせてください。

それから、やはり今鳥居さんもおっしゃってましたけれども、関西がやっぱり多様性が関西の特色ですので、この多様性をどう生かすのかって、素材はあるんですけども、これをどう生かすかということになったときに、生かし方にあんまりですね、いい知恵を今まで出してきたという感じが無いものですから、この生かし方というのをどうこれから組み立てていくかっていうのが非常に重要だと、こう思っています。

それからもう一つ、あえていうと、交流がキーワードになってるわけですけども、この交流には、物、人、情報、お金、この四つが要素なんですけど、人の交流が諸外国とか世界との交流っていうのはよく主張されるんですけど、中の交流がですね、意外と進んでるのか進んでないのかというようなことがありますし、それから金の交流はもう全然東京に取られちゃってますので、これをもう一度関西の中で動かしていくのをどうしていくか、それから物の交流について言いますと、やはり関西経済元気にさせなきゃいかんと、こういう話になりますので、交流のキーワードをどう具体化していくかってことが肝要だと思ってます。

それからもう一つはですね、国が50年先で1億人とか言ってるんですけども、これができるかできないかということは問われるわけでありまして、ということは、まだまだこれからですね、1億人の内需があるってことなんですね、実際は。1億人の内需があるってことは、かなりのボリュームで、しかも大変豊かな人たちの生活が営まれる、それに対する関西の責任みたいなものをですね、もっと強調してもいいのではないかと、こんなふうに感じております。

私は以上でございます。

どうぞ、仁坂さん。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 藤田さんが言われたので、ちょっと反論したいんです。

私は、双極構造の大事な要素はやはり文化だと思います。庶民文化を打ち出せとい

うけど、それ間違いだと思うんです。大阪のヒョウ柄おぼちゃんの文化だったら、これは双極構造にならない。単なるローカルな話にしかない、双極構造で東京に対抗するためには、京都と神戸と大阪と三つ組まないとならないと私は思うんです。そういう意味では、あんまり関西の文化を庶民的だと決めていくと、皇室の話だって飛んでしまうし、宗教都市だって飛んでしまう。だから決してヒョウ柄おぼちゃんに影響されてはいけない。

文化というのは本当に大事な話で、特に東京一極集中をやめるために、いろいろな分散をしましょうと言ったときに、私は一番腹が立ったのは、第二国立劇場が新宿にできたんです。しかも、かなり遅く企画したのに、何故あんなことが認められたのかというふうに思います。あれは絶対に宝塚の周辺に置くべきでした。音楽はオペラですよ、それなら日本の音楽オペラは宝塚ですよ。宝塚をよいしょする必要はないですけど、そういう文化を大事にしていくということをどうして見せられなかったのかなと思います。いろいろな文化がありますので、どうぞよろしくお願いします。

○副委員（藤田裕之） 京都のことだけ言うのがどうかなと思ったので、思いつきで言ってしまいましたが、確かに大阪の方としゃべっているときには、大阪の文化というのは、例えば船場の文化で、そういう船場の旦那の文化の中から文楽が生まれてきたというようなそういう伝統、本来の伝統というのがあると思います。ちょっと思いつきで言ってしまいましたけれども、その部分はもし誤解がありましたら、取り消させていただきます。

○座長（五百旗頭真） 大変我々中間報告いろんな意見あるけども、多様なのも入れながら、でもこのあたりで中間報告の試案だから、投げればきっと各県や都市の皆さんがたがいい反応をしてくださって、そのフィードバックの中で、いいものになるんじゃないかというのでえいやっとやった感じなんですけど、今ただいまのコメントをいただいて、本当にありがたいと、すばらしいコメントをいただいたと思います。欠落部分も指摘いただいて、農業とかね、エネルギーとか、十分尽くしてないところ確

かにあります。そういう分野の専門家がメンバーにいないところはどうやら空白になる。それから欲しいけれども答えがなかなか出なかったのが、経済産業でね、やっぱり今お話ありましたけれども、このもの、そしてそれは結局人にもつながるんですよね、大学まで人材つくっても、魅力ある仕事というので全部、大部分が消えるということがないためには、やっぱり経済産業頑張らなきゃ、でもどうしたらいいのっていうことについては、非常に答えが出にくい。ただ、関西は私はすばらしいと思いますのは、日本全体が一極集中で東京が何もかも全部中心でなきゃならないというふうに近代化過程でやったと、それは地域でもまたそれが二重構造になってて、私が最近よく行く九州について言いますと、福岡の一極集中ぶりっていうのはすごいものなんです。それで蒲島熊本県知事などは道州制のあかつきには、熊本を州都になんて言いますけれども、言うべくしてなかなか容易ではないかと思えますけれども、一極集中の現実ってすごいですね。そこで私はね、九州の人にも言うんですけどね、関西を見なさいと。そりゃ経済産業は大阪ですよと、だけど、観光文化、これは京都ですよ、奈良でしょう、そして環境は滋賀でしょうと、防災は兵庫でしょうっていうふうに分野別、機能別にそれぞれがリーダーシップをとるっていうんですかね、強みを持って、そういう多様な強みを組み合わせてやっていくと、そんなに仲良しやってるかいうと、そうでもないかもしれないけれども、最近はいいい流れなんじゃないでしょうか。このような仰せを受けて研究会やっても、関西一緒に考えて進むことができる。これは日本の全体でも、他の地域でもなかなかないすばらしい可能性ではないかというふうに感じる次第です。

個々の問題について、いちいち申し上げる必要もなく、むしろ熟読が見させていただくというんですが、かみしめてまた我々のほうでこれを生かして、最終報告のときには、さらにいいものにしたいと思うんです。

井戸知事がおっしゃった1億人の50年後はわかりませんが、最初に私が言ったように徳川時代たった人口3,000万なんです。3,000万にして、あれだけ文明を

津々浦々隅々まで広げたと。それが不思議なのは、今1億いるのに、もう農村を維持できないと言ってるんですね。どうしたことか、3,000万でもここまで広げたものが維持できないって、それはやっぱり構造がおかしいんだと思うんですね。日本全体として、ほとんど集団発狂ではないかと思うぐらいの過剰な一極集中の中で、そこへもし、地震というふうな災害が来たら、また天けん論がでてくるのかもしれない、天けん論、天罰論というのは全然意味のない議論だと思いますが、しかしながら、実際にそれは起こりうる事態がはっきりしていながら対処できないという日本の社会であってはいけないと思いますので、その意味で、我が田に水を引くという意味ではなくて、日本全体のあり方として、やっぱり東京の足を引っ張るような、クレームつけるようなこと言うたらいかんと言ってみんなが首をすくめ始めたら、この日本全体は、ますますおかしくなるんですね。やっぱりこの知的な基盤の強い関西がしっかりと行う必要があると思いました。その意味で、私どもにこういう仕事を命じてくださったことをこちらのほうもありがたく思っております、ぜひご一緒にこれからもよろしくお願い申し上げたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 五百旗頭先生には、本当にありがとうございました。

また、先生からすばらしいコメントや我々の意見に対する今後のあり方についてもご示唆を頂戴いたしました。

それでは、先生、これで先生との意見交換会は終わらせていただきますが、今後とも研究会のほうのリードをよろしく願いを申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

先生ありがとうございました。

ともあれ、中間報告をいただきましたが、これからの本報告に向けていろんなまだまだ検討や意見があろうと思いますので、各委員に置かれましてもよろしくフォローしていただくことをお願いしたいと思います。

中間報告のまとめが大変急いでまとめたものですから、全部のご意見も伺いきれて

なかったり、盛り込んでいくとまがなかったりというようなところもあったと思いますので、引き続きのご指導をお願いしたいと思います。

それでは、もう一つ、計画に関連しましてですね、近畿圏の広域地方計画への対応について、これは資料はあるんですか。

○事務局 はい、資料1のホッチキス止めをした資料1の一番最後に一枚紙が付いております、こちらをご覧ください。

簡単にご説明を申し上げます。

現状でございます。国土形成計画の策定状況でございますが、まず、国土形成計画の全国計画につきましては、現在、国土審議会が3月24日に中間取りまとめというのをなされておりましたね、夏ごろの最終報告書の取りまとめに向けて、策定作業が進められておるところだと聞いております。また、近畿圏の広域地方計画につきましては、近畿圏広域地方計画協議会におきまして、骨子の策定作業が進められておりました、一昨日、3月25日には、同協議会の幹事会が開催されまして、関西広域連合もオブザーバーとして出席させていただき、骨子案について協議をさせていただいたところでございます。

4月14日には、協議会の本会議が開催されまして、骨子が取りまとめられる予定だと聞いております。

本日、五百旗頭座長にご出席いただいて、展望研究会の中間報告なされたところでございますが、本日の中間報告を元にですね、展望研究会のほうでまた施策がイメージできる基本戦略の検討を進めまして、夏ごろには最終報告書を取りまとめる予定ということで聞いておりますが、この状況に併せましてですね、関西広域連合といたしましても、近畿圏広域地方計画の中間整理に向けた素案の策定を進めまして、夏ごろまでには協議会のほうも策定予定をされておる中間整理にできる限り反映できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） 4月14日、三日月さんと私、出れないんですよ。世界水会議、4月14日、だから申しわけないんですけど。

○副広域連合長（仁坂吉伸） これ、出てあげることにしたんですか。

○広域連合長（井戸敏三） 水会議。

○副広域連合長（仁坂吉伸） いやいや、違う違う。

○広域連合長（井戸敏三） まあ、やむなく。

○副広域連合長（仁坂吉伸） もう和平。

○広域連合長（井戸敏三） 和平じゃない、引き続き委員にしろってことは言うてるわけですよ。ただ、オブザーバーで出てくれるのは構わないと、こう言ってますんで。広域連合はオブザーバーですが、各県の知事さんがたは正式メンバーですから。ですから、14日には必ずですね、出てほしいんです。そうしていただきたいと思えます。

政令市もメンバーでしたっけ。じゃあ、政令市のほうもぜひよろしくお願いします。私はね、これ何年前だったかな、4年前かな。冬柴さんが国交大臣のころにね、始まったんですよ、この議論が。そのときに一番強く言ったのは、何で国交省の近畿整備局が事務局なんだってことを非常に強く言ったんです。つまり近畿整備局が事務局できるはずがない、そういう意味でね、国の機関がこれについて事務局をとるのはいかがかってことを大分言ったんです。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 和平しちゃいけない。

○広域連合長（井戸敏三） 和平しちゃいけない、だけど、意見は言わなきゃいけない。ストライキはしないと、そういうことでありますが。ぜひですね、我々の意見をきちっと、形成計画なんかに反映するようにしたい。これがあれですね、国土庁がなくなった一番の問題点になっているんじゃないかと思えます。鳥居さんがおっしゃったスバル計画は、近畿圏本部でつくったんですかね、近畿圏本部でね。だからああいう本部形式だと、いわば一種対等の関係で議論ができてたんですけども、今はどう

言えればいいんでしょうかね。いわく言いがたしですが、意見だけはきちっと反映させるようにしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご協力をお願いします。

はい、どうぞ。

○副広域連合長（仁坂吉伸） あんまり議論になってないんですけど、さっき私が自分で言っってはっと気が付いたんですが、全体計画の中に思想的なものが物すごくあるんです。前は全体計画の説明と称して、それに対して意見をみんなで言ったんです。そのときに私が覚えているのは、双極でないとおかしいんじゃないですかというような話を。要するに東京とその他の地方圏がみんな正常に交流をしたらいいということ言ってるんですが、近畿の扱いがその他大勢じゃ困るというような話をそこでしたんです。

今度、全体計画がまたそのようになっていたら、せっかく五百旗頭先生がまとめてくださったその双極構造の思想が、全体の中で反映されるはずがないと思うんです。それをやりますから来て下さいとか、意見言っただけいいですよと全く言ってこないです。どうなってるんでしょうか。

○事務局 一応ですね、国土形成計画法上の都道府県、若しくは、政令市が国土計画の全国計画に意見を言えるという部分については2月中に募集されて、提案だけはされておると、提出されてはおるといふうに聞いております。それを今、先ほど申し上げました中間の取りまとめには、どうも反映されていないんじゃないかとは思いますが、今後、最終に向けてはその内容も反映されていくのではないかと思います。ただ、ちょっと今の段階では、ちょっと。ただ、国土交通省のほうから各都道府県、政令市のほうに提案募集という形で案内が行って、提案をされておるといふんですけど。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 国交大臣と語る会とか、ないんでしょうか。前ありましたよね。



○事務局　それはちょっと。

○広域連合長（井戸敏三）　今度ね、14日みえるんじゃないですか、国交大臣。4月14日。前回のときは、国交大臣みえたよ。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　前は2、3回あったんですよ。

○広域連合長（井戸敏三）　2回やったんですよ、2回。1回は国交大臣がみえて、もう一回は。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　近畿圏広域地方計画をするときと、それから全体についていろいろこれでいいですかっていうときと。

○広域連合長（井戸敏三）　我々も2月中には意見は言ってるんですけどね、兵庫県として。連合としては出したんだっけ、連合は出してない、連合は出してない、これはちょっと機会を逸したね。

いずれにしても、もう作業スケジュールには協力しよう、議論の形成には。ただ、我々の主張はきちっと主張していこうという態度で臨みたいと思います。それで、双眼構造を入れ込めと言ってもなかなか難しいでしょうね、ほかのところが黙ってないからですね。だからこれをどういうふうに取り扱わせるかっていうのは、機能分担論をもっと強固にするかですね。双眼構造っていうと、二つだっていう話になっちゃうから、機能分担ならもっといろんな議論が展開できる可能性はあるのではないかと思います。

24日の中間報告をぜひきちっと読んでやってください。国土審議会の中間報告を、はい。

それでは、以上で第一のテーマを終えさせていただきまして、次に高浜原発の3、4号機の新規制基準の適合性審査結果について、原子力規制庁の山形管理官からのご説明をいただくことにさせていただきます。また、ご説明の後、質疑、応答等機会をつくらせていただきますので、意見交換を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、原子力規制庁の安全規制管理官の山形規制官、そして、地域原子力調整官の小山田調整官、お二人をお招きしております。これから広域連合としてご説明を伺った後、意見交換をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官） 原子力規制庁で安全規制管理官をしております山形と申します。本日は、ご要請いただきましたのでご説明にまいりました。座らせて説明をさせていただきます。

本日は、新しい規制基準、それとそれの適合性を審査いたしました高浜発電所3、4号機の設置変更の審査書の概要についてご説明させていただきたいと思います。

まずは、新規制基準の概要でございます。この新規制基準、まず、福島第1原子力発電所の事故がどういうものかということからご説明させていただきます。

それまでの規制の基準といいますのは、例えば、ポンプが二つ用意すると、そうしておきますと、一つが壊れた場合には、もう一つが使えるっていうようなことを考えていたんですけれども、実際、地震ですとか津波など大きなものが来ますと、共通の原因で複数の安全機能が喪失してしまったってことがございます。この図にもございますけれども、例えば、送電線ですと何本も送電線があったんですけれども、それが地震によって全て使えなくなってしまう、また、発電所の中には非常用発電機ですとか、蓄電池があったわけなんですけれども、これらは津波という一つの原因で、全て水没して、全てが使えなくなったっていうようなことがございましたので、そういうある原因で複数のものが失われてしまったってものが教訓でございます。そして、そのようにその発電機が使えない、電気がない、そうしますと、ポンプが使えなくなりますと、右のほうに書いてございますけれども、事故が起こった、その事故の進展を止めることができなかった、ポンプがとまりますと原子炉を冷却することができなくなり、そうしますと、炉心が壊れ、そして、この炉の中にジルコニウムっていうものがございますけれども、水とジルコニウムが反応して水素が発生して、水素爆発に

至ってしまったっていうことでございますので、この事故の進展を食い止めることができなかつたっていうのが大きな教訓でございます。

このページはですね、新たな基準の基本的な考え方っていうのを書いてございますけれど、まず、今ご説明しましたように共通の原因、一つの原因で安全機能複数失ってしまった。これは地震っていうようなものがございまして、津波、さらにですね、自然現象としては火山や竜巻や森林、そのように一つの原因で複数のものが失われる、そういう事象をきっちり対応を強化していこう、また、自然現象だけではなくて、発電所の中で火災のようなものも、やはり火災が起こりますと複数の機器が壊れてしまいますので、火災ですとか、溢水、水没ですね、そういうものへの対応を強化してございます。

次に、これまで要求してなかったんですけども、炉心が壊れる、溶けてしまうようなシビアアクシデントの発生をきっちり想定して対応を考える。炉心の損傷を防止する、そういう対策をとると、とったとしてもやはり炉心は壊れた等を想定して、放射性物質を格納容器の中に閉じ込めるっていうこと。それもきっちり見るんですけども、さらにそのような閉じ込めをしていたとしても、放射性物質はやはり出てくるっていうことを想定させまして、拡散を抑制するということを要求してございます。また、これもこれまで要求してなかったんですけども、テロ対策、例えば、航空機の衝突っていうことも考えさせるっていうのが新たな基準でございます。

少しまとめてみますと、左のほうが従来の基準っていうことでございます。この単一の機器の故障を想定してっていうふうに書いてございますけど、ポンプなり二つ、発電機なりを二つ用意しておいて、一つが壊れても大丈夫なようにっていうふうにしてたわけですけども、そうしますと、溢水ですとかさまざまな自然現象で共倒れになるっていうことがございますので、そういうことが起こらないようにしようということで、地震耐震、地震津波に対する強化、また、これまでなかったんですけども、火山、竜巻、森林火災、内部溢水、そういうものを新設しております。

そして、そういうことをやったとしてもですね、やはり複数の機器が壊れてしまうってことを想定して、それでもなお炉心の損傷を防止する、格納容器の破損を防止するってことを新設した、さらにテロ対策として意図的な航空機衝突テロ対策をも考えさせたっていうものが新しい基準でございます。

ここから本題に入りますけれども、高浜発電所3、4号機の設置変更に関する審査の概要をご説明させていただきます。

2013年の7月に新規制基準が施行されますと、関西電力から変更の申請が提出されました。そののち、原子力規制委員会の委員と我々審査官でですね、67回の審査会合、3回の現地調査、また、事務局方だけの400回のヒアリングを実施しております。審査結果を取りまとめまして、パブリックコメントし、2月12日に正式決定したっていう経緯でございます。

次に審査書のこれからの説明の概要ですけれども、まず、重大事故を起こさないための、防止するための対策っていうのをご説明します。じゃあ、これが完璧であれば、その次をしなくていいのかっていうことではなくて、防止をするんだけど、それでもなお、やはり事故が起こるってことを想定して対策をとらせる。そして、それで放射性物質が外に出ない、閉じ込めるっていうことをしっかりとさせるんですけども、やはりそれでもなお、外に出てくるってことを考えさせて、それをできるだけ拡散しないように押さえ込むっていうことを見てまいりました。

まず、事故を防止するための対策で地震についてでございます。これは、まず、どういう地震が起こるかっていうのは、その土地その土地によって異なります。高浜の場合ですと、当初、関西電力はこの左の図の楕円の中にあるFO-A、FO-Bっていうのがございますけれども、この二つの断層だけが連動して動くっていう想定で、どれだけの、そうしますと、断層の長さが決まります。断層は長いほど地震のエネルギーは大きくなります。その二つだけ連動するっていうことで、発電所にそのエネルギーが伝わってくるわけですけども、それに基づいて計算をしてまいりました。しか

し、その我々の調査なども含めると、この楕円の右下にあります熊川断層、これとの間にやはり完全にこの断層二つが途切れてるとは考えられないと、少し右の図です、へこんでるところあるんですけども、そういうのを見るとですね、完全に途切れてるとは言えないってことで、この三つを連動させることを要求させました。そうしますと、断層の長さが長くなりますので、地震のエネルギーが大きくなって、発電所での揺れが大きくなるってことでございます。

結果として、当初申請550ガル、これは揺れの強さを表す指標なんですけれども、550ガルから700ガルに引き上げられたということでございます。次をお願いします。

次が津波対策でございまして、津波のほうもこの3連動を前提として、どれだけの津波が来るかっていうことを計算をいたします。そうしますと、図でいいますと、この放水口あたりですとか、取水口のところというのは、8メートル、8.5メートルって高さのものを設けることになってございます。

次がその他の自然現象ということで、竜巻対策っていうのがございます。竜巻、日本ではそうアメリカのように大きな竜巻は起こらないんですけども、これまで起こっていないような、風速にしますと、秒速100メートルの竜巻を想定しまして、これで車が飛ばないようにってなことがありますけれども、例えば、鉄骨などであれば飛んでしまいます。それが海水ポンプなどに当たって壊れないようにってことで、右のほうに写真がありますが、従来はポンプはむき出しであったわけですけども、今後は竜巻対策、飛来物のことを考えて、ネットで覆うっていう構造にしております。

また、森林火災っていうのがございまして、外のほうの敷地外で火災が起こりますと、その火が近寄ってくるわけですけども、それが発電所のほうに来ないようにってことで、幅18メートルの防火帯を設けてございます。

また、火山については、この地域は余り大きな火山がございませぬけれども、火山灰の対策、また、コンビナート等がないかどうかってような確認も行ってございます。

加えて発電所の中で考えますと、火災と溢水っていうのがございます。火災につきましても、まず、発電所の中のものっていうものは燃えにくいものを使う、その上で、それでも検知器をつけてスプリンクラーをつけておく、そうしますと、火事は消えるんですけども、それでもなお、先ほど言いましたように安全のための設備っていうのは2系統用意させていただきますけれども、そういうものが十分離れているとか、防火壁で間を区切るとか、そういうことで系統分離をしっかりとさせていただきます。

また、内部溢水につきましては、発電所の中はタンクですとか、配管とかスプリンクラーもございますので、そういうものが地震でパイプが壊れたとした場合、どこへどう水が流れていくのかっていうようなことを評価しまして、水位が50センチになってしまうっていうことであれば、大事な設備は60センチ以上に置くっていうようなですね、そういう対策をとらせてることを確認してございます。

次に電気の話でございますけれども、福島第1の事故では、やはり電気がなくなっただけのは非常に大きな問題でございました。発電所、ふだんはですね、送電線で外から電気をもらってきております。外部電源というふうに言っておりますけれども、外からの送電線で電気をもらっております。ただし、これはそう強い設備でもございませぬし、それこそ森林火災などになればですね、送電線に期待することができませんので、そもそも安全上は、我々としてはですね、外部電源には期待せずに、発電所の中の非常用発電機で電気を賄うようにっていう要求をしてございます。

今回につきましては、それはやはり地震が起こると外から重油とか運んでくるのは大変でございますので、7日分の燃料を発電所内に置くようにということを要求しております。

それでもこの非常用発電機が使えなくなった場合も、二つとも使えないよっていうこともきっちりと考えるようにっていうふうには言っておりますし、そうしますと、ここに書いてございますけれども、下のほうの空冷式非常用発電装置、これは大きなものです、それと左のほうに電源車、そういうものを置くと、また、右のほうに消防ポ

ンプって書いてますけれども、これは電気を使わずに軽油だけです。動くもの、そういうものを用意しております。

次が、ここまでしてできるだけ事故が起こらないようにっていうことを要求してるわけですが、それでもやはり事故が起こったことを考えるようにっていうのが新しい規制でございます。

まず、これは全体の流れを書いてございますけれども、一つ、事故の想定っていうのを網羅的・体系的にやって、抜けがないように考えるっていうこと、それで自然現象としては、55事象ほどございますし、内部の故障というのはポンプですとか配管だとか弁だとか、そういうのいろいろな故障の組み合わせを全て考えることということで、確率論的リスク評価っていうのを行います。そうしますと、何千種類、何万種類っていう事故の種類が出てくるんですけども、それは大体似たようなものになりますので、6個か7個ぐらいのグループ化をしまして、その中で最も厳しい事故を考えなさいと、それに対して対策を立てさせる、炉心損傷防止、格納容器破損防止っていうのがございます。それと福島的时候には使用済燃料プールっていうのが結構話題になりましたけれども、プールの燃料の損傷防止と、とまっているときっていうのも燃料はございますので、止まっているときの対策。こういうことを考えさせまして、実際にその対策で本当に原子炉を冷やせるのか、格納容器の中に放射性物質を閉じ込められるのかっていうのを確認してまいります。そして、さらにそれぞれの設備については、当然、耐震設計をさせる、また、手順とかが明確になってるかどうかっていうのを見てくるっていうものでございます。

ある程度そういう想定はするんですけど、この左の端と右の端に矢印が伸びてございますけれども、そうは言っても想定したより大きな地震が来るかもしれない、また、テロリズムが発生するかもしれないっていうことで、そういうことの対応っていうのも今回は考えさせております。

これは実際に、一つ例でございまして、これまでも原子炉を止めるための制

御棒ってというのがございます。制御棒を原子炉に入れて、原子炉を止めるっていうことがあります、これはそもそも制御棒ってというのは、高い信頼性があるもの、そういうものをやっております。

ですが、今回のここからの規制と言いますのは、じゃあ、その制御棒壊れるんじゃないか、ここの電源が壊れるんじゃないか、ここの機械が壊れるんじゃないかという考えられるわけですけども、そういうことは一切考えずに、この原子炉の制御棒が動かなくなったらどうするんだっていうことを我々要求してございます。もうないものと思えっていうことに近いと思いますけれども、そういうような場合でも、ほかの手段で原子炉を止める、この高浜の場合ですと、主蒸気隔離弁っていうのをこれわざと閉めまして、原子炉の温度を300度から350度ぐらいに少し上げます。そうしますと、原子炉というのは、自然の摂理です、温度が上がると出力が下がるっていう特性がございまして、それを用いて出力を下げる、ある程度下がったところで、これは中性子を吸収するほう酸ってというのがございまして、それを入れていくっていうのを対策がございまして。

そういうものは関西電力の申請なんです、じゃあ、それ本当にそんなことでうまくいくのかっていうのを我々はチェックするっていうことになります。ここ少し詳しいグラフが出ておりますけれども、要はこの真ん中の上のグラフですと、じゃあ、こういうことをやると出力が下がっていくっていうのをシミュレーションをしてぐっと下がっていくのを確認する、また、下のほうの図ですけども、中の燃料の温度もだんだん下がっていくというのを計算で確かめて、また、右のほうにいろいろ書いてございますが、どういう設備がそろっているのか、それぞれ手順はしっかりしているのかっていうのを一つ一つ確認していったっていうのが我々の審査でございまして。

次には、冷やすっていうことですけども、これもバツっていうのが付いてございますけれども、水を入れるための充てんポンプっていうのがあります。これはどういう壊れ方をするかっていうのは細かいことはもう考えずに、このポンプがもういきな



りなくなったらどうなるんだと、使えなくなると、理由は問わないと、そのような場合にほかの方法で冷やすのか、どうやって冷やすのかっていうのがあります。関西電力の申請では、蒸気発生器で冷やすっていうものですか、大容量ポンプ車から水を送り込んで中を冷やす、そういうものがございまして、次のページですけれども、じゃあ、本当に冷えるのか、これ真ん中にグラフがございましてけれども、やはりこれは配管がぶちっとう切れた場合にですね、しかもこの考えてたポンプが動かないっていう場合、どうなるかっていうことなんです、やはり配管が壊れますと燃料の温度は上がってまいります。ただし、先ほど言いましたような方法で冷やしていくと、700度ほどまででとどまると。燃料は1,200度以下であることっていうのは基準がございましてけれども、それに対しては十分余裕を持って下がっていくっていうことを確認してまいります。次お願いします。

ここまでで原子炉は止めて冷やすわけですね。そうしますと、放射性物質が出るってことはほとんどないんですけども、そうは言っても原子炉が溶けたらどうするんだっていうのを要求してございます。ここではですね、我々の要求としては、福島第1よりももっと過酷な事故ということで、一番大きな配管が瞬時に破断する、切れるんです。そのときに電気がないっていう状況でどうするんだっていうのを要求してございます。そうしますと、関西電力の申請は、まず、格納容器スプレイっていうので水を降らせます。これは外からの別の電気を使うわけですけども、格納容器へ水を降らせると、その水が底にたまっていく、その底にたまっていきますと、後について言いますか、原子炉が溶けてですね、その溶けた燃料が下に落ちてくる前に水をためますと、そこで水で受けるっていうことなんですけど、水で受けると。そうしますと、熱いものを水で受けると蒸気がたくさん出てまいります。また、その熱い先ほど言いました燃料の中にあるジルコニウムと水というものが反応しますと、水素っていうものが出てきますので、どんどん圧力が上がったり、水素ができるわけですけども、それはこの格納容器再循環ユニットと書いてます、大きなクーラーと書いていただけ



のか、それと被爆の問題がございます。そういう働く人たち、作業する人たちの被爆の問題がございますので、空調はきちりしてですね、被爆しないようにされてるかどうかっていうのを確認してまいりました。次お願いします。

ここまでがですね、まず、事故の発生を防止するっていうことで、溢水ですとか火山、竜巻、森林対策っていうのを新たに設けましたし、火災も電源も地震も津波も強化をして、事故の発生を防止するっていうことをしっかりとさせる。それでもなお、やっぱり大事故の発生を想定しなさいと、そうしたときに、そうちょっと壊れるっていうようなことではなくって、制御棒は全くないと思うとかですね、もうポンプはないと思う、そういうようなものを想定して対策をとらせる、そして閉じ込めると。そうしますと、結果としては、先ほど言いましたように福島第1よりもずっと厳しい事故ですが、一番大きな配管がいきなり切れてですね、電気がないような状況でもセシウム137の放出量は4.2テラベクレル、これは単位ですけれども、福島の事故に比べると3けた低いレベルに収まっているっていうのを確認いたしました。次お願いします。

放射性物質の放出もこれで相当低く抑えられたわけなんですけど、それでもなお、やはり放出を想定しなさいと、その場合には、できるだけ拡散を抑えなさいっていうことを要求してございます。

これは右の写真は、福島第1の2号機からですね蒸気が出ております。放射性物質が出るときには、蒸気が一緒に出てまいりますので、これは蒸気だけではなく放射性物質が雲のようになって出てきてるっていうふうに思っていたらいいと思いますけれども、こういうものはですね、放水砲と言いまして100メートルぐらい水が飛ばせるものなんですけれども、そういうもので水をこの蒸気をたたき落とすっていう表現がいいのかどうかわかりませんが、それを落として拡散しないようにするっていうこととございます。それを確認しました。

次に、航空機が衝突、テロでですね、衝突してきたらどうするんだっていうことがございます。テロ対策なので、余り公開の場ではお話しできないんですけれども、例

例えばございますが、この原子炉建屋に接続口を右と左につけなさいと、それと電源車ですとかポンプ車っていうのは、いろいろなところに分散して置いておきなさいっていうのを要求しております。そうしますと、飛行機が衝突した場合でもですね、そうしますと、原子炉建屋の壁っていうのは厚いんですけど、その他の建物っていうのはなかなか使えなくなりまして、我々の要求としては、中央制御室っていうのはもう期待できない、運転員の方にも期待できないっていうような状況でもですね、この分散して配置してる電源車ですとかポンプ車を使って、例えば、右から飛行機が突っ込んでくれば、左から水を入れるというようなこと、体制整備を確認してまいりました。

すみません、以上、駆け足でご説明させていただきましたけど、詳しいものは原子力規制委員会のホームページに載せておりますので、ご興味のある方は見ていただければと思います。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 山形管理官ありがとうございました。

時間の節約をさせていただくために、まず、私のほうから幾つか質問をさせていただきたいと思います。そして、その後、どうしましょう、お答えをいただいてから、また各委員からのご質問をいただくということにさせていただきたいと思います。

まず、第1番なんですけれども、評価結果では、重大事故が発生したとしても、セシウム137の放出量は福島原発事故とは比べて3けた低い、約4.2テラベクレルとされているわけですが、ここまで提言することができるっていうのはどういう方式でここまで提言することができるっていうことになるのか、どういう方法でできるってことなのか、あるいは、その根拠はどういうことなのかということでお伺いをさせていただきたいと思います。

それから原子炉損傷防止対策とか、格納容器損傷防止対策が寄与してるんじゃないかとは思われますけども、その辺の関係もお教えいただけましたら幸いです。

それから2番目ですけれども、規制委員会の安全基準は、100テラベクレルになっ

てるわけですがけれども、しかし、このことそれ自身が放出量が100テラベクレル以上の事故が起こらないことを意味するものではないと前から言われておられました。福島では、1万1,000テラベクレルが放出されたと聞いておりますが、100テラベクレル以上の事故が起こらないことを意味するものではないとされたとすると、100テラベクレルを超える事故っていうのは、どんなものを想定されておられるのか、安全基準との関係を明確にさせていただければありがたいなと思っております。今回の審査結果が4.2ですので、もう全然100テラよりも下回ってるんでありますけども、そうすると、安全基準と4.2とが余りにも差がありすぎるみたいな感じがありまして、とすると、100テラベクレルの信頼性みたいなものとの関連でも疑問が少し起きますので、お教えいただくとありがたいってことです。

それから重大事故が起こったときですね、大抵人の手によって対策を行うということばかりだと思うんです。例えば、消防車を持っていくとかですね、水を運んでくるとか、電源車を運んでくるとかね。そういう人の手による対応なんですけれども、放射性物質が放出されてるかどうかわからないなどの制約がある中で、確実に本当に実施できるんだろうかという、ヒューマンサイドのですね、安全との関連でこういうことができるのかと、実際に本当にやれるのかというところが少し疑問で、しかも最終的にこれ訓練なんかでですね、積み重ねられるんだと思うんですが、そういう意味での最終責任ってのはどこにあるのか、電力会社じゃないかと思えますけども、その辺もお教えいただきますとありがたいなと。

それからもう一つはですね、津波対策は防潮堤のかさ上げなどで大変わかりやすいんです。それで、地震動について700ガルに引き上げられたということになってるんですが、この700ガル対策というのは、具体的にどんなことをされたのかですね。それから、岩手宮城内陸地震では、加速度が何か4,000ガルを超えたと言われてるらしいんですけども、今回、高浜は700ガルということで、4,000と随分違いがあるもんですから、十分かどうかという点についてご説明いただければありがたい。

以上、私から四点について、まず、お願いいたします。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官）　　まず、一つ目のご質問でございますけれども、この4.2テラベクレルというのはどういうふうにして計算されたものかということでございますけれども、これはですね、我々の想定は先ほど言いましたように、一番大きな配管がいきなり切れて電気がないっていう状況になりますので、炉心は溶けてしまいます。炉心が溶けてしまいますと、この中にある炉心の中にあるセシウムっていうものが全てですね、まず、格納容器の中に漂うと言いますか、気体になったものは中に漂ってる状況になります。ですから、全てのもは中に漂って、しかし、水をスプレーで降らせることによりまして、それが一部下に落ちてくる、それがどれだけの量になるのかっていうのを計算していく。それとですね、PWRの場合は、格納容器、この真ん中のグラフのところでございますけれども、格納容器って大きな容器です。少々その中で蒸気ができても有利だっていうのが、これPWRの特徴なんですけれども、それでここまでは漏れないだろう、ここまで圧力が漏れないだろうっていうのを確認しているのが、約0.5メガパスカルって書いてますけど、5気圧とって思っていたらいいんですが、5気圧程度までであれば、格納容器はきちりと閉じ込めをしています。

それに対してこのグラフで書いてございますけれども、格納容器のこの対策によってですね、格納容器スプレー注水ですとか、再循環ユニットで冷やすっていう対策をしてみますと、その半分ぐらいにしかならないっていうのがありますので、本当はこの大きなもので、大きなタンクだと思っていたらいいんですが、それはきちりと閉じてるっていうことですので、放射性物質のセシウムは出てこないっていうことになって、本当はゼロじゃないかっていうご疑問があるのかもしれませんが、これは大きな建物はどんなものでもそうなんですけれども、どれだけ気密性を保とうとつくってもですね、どうしても少しすき間と言いますか、配管があつたらいろいろな埋め戻し剤っていうのをやるんですけれども、少しはすき間があると。我々の基準

ですと、1日あたり、そもそもは1日あたり0.5パーセントぐらいしか出ないようにしろっていう基準があるんですけども、今回の場合ですと、ほんの少し、1日あたり0.16だったか17だったか忘れたんですけど、それぐらいは少し出てきてしまいます。これは大きな建物であれば、どうしようもないものですが、それぐらいは出てしまうと。それだけが出てきて、この格納容器の外にもう一つアニュラスっていう建物があるんですけども、そこに出てきて、排気筒、フィルターを通過して排気筒から出てしまう。そういうものを計算しまして、この量になってございます。ですから、繰り返しますと、格納容器の中にはセシウムは全部出てしまうんですけども、スプレーで冷やしたり、格納容器で再循環ユニットで冷やすっていうことで、格納容器自体は壊れないと、本当だったらゼロのはずなんですけども、大きな建物なので少し出てくる、1日あたり0.何パーセント出てくるとして計算しますと、これぐらいの量になるっていうことです。ですから、格納容器が壊れてませんので非常に低い値になってございます。それと、炉心損傷防止対策、格納容器防止対策との関係でございまして、この場合は、炉心損傷防止対策は、一切効かなかったと想定しろというふうに言っております。想定させておりますので、格納容器破損防止対策のみでこれぐらいの量に抑えることだと。当然、炉心損傷防止対策をやっていたらですね、我々はそういうのはないものと思えていうふうにやっておりますけれども、実際のときには、それは当然、ある程度効いてですね、さらにこれより少ないものになるかとは思っています。

それと、100テラの意味というものと、100テラの超えるものはどんなものかというご質問でございます。これはですね、まず我々100テラっていうのは福島で出てきたものの大体100分の1とさせていただいたらいんですけれども、そういうものを基準にしております。これは各国でも大体この数字を使っておりまして、これ非常に雑ばくで、気象条件によっても違うんですが、今回福島で飯舘村っていうところがセシウムで汚染されたわけですが、ここは被爆線量で言いますと、

大体年間50ミリシーベルトか60ミリシーベルトかそれぐらいの値になると思います。ですから、規制としては、その100分の1ですから、仮にですね、福島の高浜の100分の1になってれば、飯館村であれば、年間0.5ミリシーベルトのようなもの、そしてさらに、今回の高浜3、4の場合ですと、さらに1けた落ちですので、0.0数ミリシーベルト程度の影響にとどまるっていうことで考えていただけたらと思います。当然、気象条件によって少し変わってくると思いますがそれでも。

それで先ほど言いましたように、大きな建物ですので、どうしてもどこかにすき間があったりします。そこから今回4.2っていうことですが、どこか少し弱いところが仮にあったとして、そこからこれが倍出てくる、3倍出てくるっていうのはあるかもしれません。そういうことです。

それとその100テラを超える事故と言いますと、やはり、じゃあ、この対策がうまくできなかったようなことっていうことになるわけですが、先ほどのこのグラフで見ていただいたように、まだ倍ほど余裕がありますので、若干駆けつけるのが遅くなったりですね、機械がうまく動かなくなったり、不確かさを考慮するようになって、ここに表現はしてございますけれども、少し駆けつけが遅れたりとか機械がうまく動かなくなったりっていうのもありますけれども、そういうのを考えてもまだ大分余裕があるっていう状況ではございますので、それを100を超えるっていうのはなかなか考えにくいとは思いますが、でも、あえて100を超えるのがどういうものかと聞かれますと、先ほど言いましたように、漏れてくる量がですね、意外と多くなってしまったってようなことがあるのかもしれませんが、10倍多く出てきても、40ってような数字になりますし、それを超えるようなものであれば、当然、敷地外への影響も出てくるっていうことになると思います。

次にこういう対策、人が非常に重要なものになってまいります。設備とそれを動かす手順、その手順をきっちりとすることができる人っていうのは第一になっております。



また、この設置変更許可というのは、基本的な考え方っていうものに対して許可を出したっていうことでありまして、次に設備で言いますと、細かい詳細な設計図面を我々審査する、工事計画認可っていうのはございます。

それと今ご質問のありました人の面ですね、人の面、組織の面をきっちり見ていく保安規程認可っていうのがございます。その中で、実際にどういう訓練をするのかと、また、その人たちの力量と言いますけれども、技能がどういうふうに確認していくのかっていうのをこれから審査することになるんですけれども、我々の考え方、今の考え方で言いますと、当然、訓練をやって、その人の能力があるのを確認するのは電力会社の責任になりますけれども、それを我々は保安検査っていうのがございまして、年に4回今も行っておりますけれども、これからは訓練のときも保安検査に行きます。保安検査をやってですね、能力が足りないっていうことになればですね、それは当然、まずは当然能力が足りないっていうことがわかれば電力会社のほうで人を入れ替えるですとか、再教育をするっていうのをやらないといけないっていうことになりますし、今回設置許可の段階で、もしそういう力量を持つ人間の人数が足りなくなった場合には、それに応じた状況にしますっていうのを我々審査しておりますので、人が足りなければ止めていただくということになります。

次に550ガルから700ガルに上がったときに、どういう対策がとられるのかと。これも先ほど申しましたように、これはまず、設置許可ですので、700ガルで設計をしますっていうことを我々確認した段階です。今後、工事計画認可っていう次の段階で、その700ガルに応じた設計がなされているのかどうかっていうのを確認していくことになります。

例えば、配管ですと、地震が来ると配管がこう揺れるわけですがけれども、それにサポートっていうか、支えをつけるっていうのが普通考えられることですが、そういう配管を支える部材が必要な鋼材でできてるのかと、本数が足りているのかっていうことを今後、工事計画認可で確認していくことになります。

次にご質問、同じく地震のご質問で、岩手内陸の地震、4,000ガルっていうのが観測されてるのがあるけれども、これは考えなくていいのかっていうことでございますけれども、地震っていうのは、その土地その土地の特性で変わってまいります。固い地盤であれば、あんまり揺れないですし、柔らかい地震であれば非常に揺れます。例えば、ここですと、ここは中之島ですので、多分上のほうは非常に柔らかい堆積の層でできてるとは思いますけれども、深く深く掘っていくと、そこは固い岩盤が見えてきます。ですから、多分このグランキューブも4、50メートル掘り下げて、くいを打って固い岩盤のところから地震動が伝わってくるようになってると思います。そうしますと、固いところは余り揺れません、ただし、その上が柔らかいと柳じゃないですけども、揺れがどんどんどんどん大きくなってきますので、ここの歩道ですとか、申しわけないですけど、普通の一戸建て住宅もありましたけれども、そういうところは非常に揺れるような状況になると思います。この4,000ガルっていうのは、そういう柔らかいところで観測されたものでありまして、高浜の場合ですと、これも固いところに我々はがん着と言ってますけれども、非常に固い岩を掘り出して、そこに発電所を建てるっていうことをしておりますので、その固いところから地震波が伝わってくる、それは700ぐらいですよと、でも高浜でも多分そういう固い岩を出さずにですね、地表の上のところっていうのは、もっと揺れると思うんですけども、発電所の場合は、そういう固いところをやっておりますので、この700っていうことでの揺れと、それに対してもつかどうかっていうのは、これから配管をきっちり支えているのかどうかっていうのを一つ一つ確認していくっていうことになります。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三）      ありがとうございました。

それでは、他の委員さんからのご質問等がございましたらお願いします。

三日月委員。

○委員（三日月大造）      設置変更に関する審査書に関して、このプラントの「止め

る」、「冷やす」、「閉じ込める」ための対策について、ご説明をいただいたということですが、まず、二、三点。まず一点目は、今も一部触れていただきましたけれども、基準地震動の数値設定の根拠です。これをもう少しわかりやすく教えていただきたいということが一つ。特に、これまで発生した最大の地震動を超える地震を想定する必要性について、どのようにお考えなのか。確かにその地その地、地盤地盤によって揺れなり固さが変わってくることは私も理解いたしますが、これまで発生した最大の地震動を超える地震を想定する必要性、これがまず一つ目です。それと、もう一つ、電源が喪失し、その結果、冷やせなくなった場合のことがいろいろと想定され、対策が講じられようとしておりますが、今も井戸連合長からありました、人の作業ですね。この人の作業が果たしてできるのか、保安検査して、足りなかったら止めてもらいますという話でしたけれども、例えば、14ページの空冷式非常用発電装置等の設置です。私も実際見ましたけれども、地震や津波による事故により、放射性物質が放出されている状態、平常時とは異なる環境下でこれを正しく作動させることができるのかどうか。このあたりの点検と言いますか、訓練監査についてはどのように行われるのかという点について説明いただきたい。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官）　　まず、地震のほうでございますけれども、まず、発電所がありますと、その周辺をまずきっちりと地層を調べるっていうのがありまして、この場合ですと、図にありますけれども、F O - A、F O - Bっていうのはまずありまして、それに熊川断層っていうのがあります。地震のエネルギーっていうのは、この長さが長くなればなるほど大きくなりますので、まず、この1、2、3、三つをつなげて、起こる地震のエネルギーっていうのをまず計算します。そのエネルギーが決まりますと、高浜発電所までの距離がありまして、今度は距離が遠くなればなるほど伝わってくるエネルギーが、そのうちの10分の1になり、100分の1になりって少なくなります。これを計算して、さらに発電所のあるところの地層を上下方向を見まして、固い岩がどれだけあるのか、少し柔らかいのがどれだけあるのかって

いうのをボーリングで調べまして、固いところであれば、どれだけ伝わってくるってのがわかっておりますので、それを計算して、実際に発電所の基礎コンクリートのところにどれだけの波が伝わってくるのかっていうのを計算し、さらにその発電所の建屋、地下1階から地下2階に、地下1階から1階、2階、3階にどういうふうに揺れが伝わっていくのか計算して、その揺れに配管が耐えるのか、ポンプが耐えるのかっていうのを計算していくことになります。

それで、次にこれまで最大をさらに超えるようなことを考えなくていいのかっていうことでございますけれども、これは我々のほうでは、じゃあ、そういう地震が起こる確率っていうのはどれだけあるんですかっていうのを計算していきます。そうしますと、当然、計算上の話ですからどんな大きな地震でも起こるっていうようなことになるんですけれども、じゃあ、この700ガルを超えるようなことっていうのは、確率っていうのはどうなんですかっていうのをこれもちゃんと見ることにしております。これを超えるような確率があんまり大きいようであれば、また見直さないといけないですし、まずこれが十分低いっていうことであれば、これでいいだろうっていうことになる。そういうことを考えて、この700を決めて、さらにある程度不確かさ、自然現象でありますので、不確かさがありますので、実際の計算はこの700より少し低かったと思いますけれども、それに少しの不確かさを乗せて、この700っていう数字にしております。これで基本的にものが壊れないっていう設計をさせて、確認をしていくわけになります。ただしですね、ただしそれを超えないっていうことは、我々自然界のことでもありますから、それは言い切れないところがございますので、先ほど少し説明させていただきましたけど、今言いましたのは、左から2本目の線なんですけれども、自然現象でこういうきっちりと地質調査をして、岩盤調査をして、シミュレーションをして、700ガルっていうことで建物は設計するわけなんですけれども、やっぱりそれを超えるようなこと、一番左の線になるんですけれども、それを超えるようなことも今回は考えておこうと。そうしますと、配管が壊れるかもしれない、建物が大

幅に壊れるかもしれないということがございますので、そういうときにはどうするのかということも今回は審査をしてまいりました。

それと次の人の作業が本当にできるのかどうかということでございます。これは審査の段階では、申請書とは別に資料を出させておきまして、それぞれの作業、本当に走って行って弁を回せるのかどうかというのを一つ一つ確認はさせてあります。

それと地震が起こった場合には、通路ですとラックとかがあってですね、それが倒れてくると当然走れなくなりますので、そういうものがラックが倒れないように固縛しているのかどうかという判断のところ、それと放射線に関して言いますと、これはもう放射線が隣の部屋まで来た、事故が起こって漏れてきたという場合に、その作業の場所の放射線量をちゃんと事前に計算をしておきまして、余り高いようであれば、壁を追加するとかですね、隣の部屋から遠隔操作をさせると、そういうようなことで、本当に作業ができるのかどうかと、法令で事故時でも100ミリシーベルトというがございますので、それ以下になるのかどうかというのを確認してございます。

それと、次にじゃあ、そういうのを電力会社が当然訓練をして、彼らとしても能力があるのかどうかというのを評価して、能力のある人しか配置してはいけないんですけども、我々のほうはですね、その訓練の教育ですとか、訓練の過程がしっかりできているのかどうかと、彼らが独自に評価した方法が正しいのかどうかで、そういう書類上の審査も行いますし、加えてですね、実際に訓練をさして見て、本当に時間どおりにできるのかどうかということを、我々自身もストップウォッチを持って確認しに行くこととなります。それで本当に、本当はこれは20分で弁を閉めないといけないってことなのに、30分もかかっているってことがわかればですね、それは教育のやり直しっていうものから、最悪の場合には、止めていただくということもあり得るってこととなります。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、どうぞ仁坂さん。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 質問なんですけど、最近のECCSというのは、実は原始的にできていて、別に電力で動かさなくても上から重力で落ちてきて、それで最後のところですよ、それで暖まったら向こう側へ行ってしまって、それでもう一回冷却されると、そんな状態になると思うんです。さっきの説明もそんな感じがあったんですけど、なぜ福島はそうならなかったんだろうかと。別に水が入らないとか何か、電気がないので水が入らないとか、いろいろテレビで言ってたんですけど、あのECCSに水がなかったのかなと。採管に破断が起きていたら、今の話が全部違うことになると思うんですが、採管に破断がなければ、別に電力がなくてもある程度回るじゃないかと思うし、そんな設計を多分新しいものはしてあると思うんです。この高浜がどのくらい新しいのかよく分かりませんが、なぜ福島は電力がなかったら水が入らなかったのかということについて教えてください。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官） 今のご質問はですね、多分福島の1号炉の話だと思うんですけども、福島の1号炉っていうのは初期の段階の炉なんですけれども、逆に非常にシンプルな設計がなされておまして、原子炉が入ったの中ですね、原子炉の中で熱い蒸気があると、そこから蒸気が出て、上に水のたまったタンクがございまして、それ熱交換で冷えて、蒸気が水になるとさらに下に戻るっていう、非常にシンプルな設計がされました。ただしなんですけれども、私も実際この現地に入って事故調査もやってたんですけども、この原子炉からせっかくある水のタンクに行くところに弁が二つございます。弁が二つあるんですけども、これが電気で動く弁でして、地震が起きて、運転員の方、普通に地震が起きて津波が来るまでは、津波が来るなんて思ってもらえないので、電気があるので弁を中央の制御盤でボタンを開けたり閉めたりしながら、電気を使って開け閉めをされてました。それでちょうど、開けて閉めて、開けて閉めてって3回ぐらいやったところで閉めたときに津波が来てしましまして、閉まった状態です。もう津波が来て、中の電源盤とかが水没してしましまして、そうしますとどうやっても開けれなくなってしまって、せっかくあっ

たものが水が入らなくなっただっていう状況です。これはよく、何でそんなとこ閉めたんだという議論があるんですけども、運転員の方はそんな津波来てるなんて思ってもらえないので、電気があると思って、通常開け閉め、開け閉めやってるとき、たまたま閉めた後に電気がなくなってしまったっていう状態で、もうそれ以降は全く動かさなくなってしまうっていう状況です。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　それが開いてれば、今のような単純な循環はある程度できたの。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官）　はい。それを最初開けたまんま、逆にその運転員の方が律儀に閉めなければですね、そういうこともあったかもしれないです。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　高浜はそれに対して、もうちょっとたくさんいろんなものをつけていると。そういう点では、どこが改善されているのですか。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官）　まず、こういってあるんですが、東京電力のBWRっていうプラントと、関西電力のPWRっていう、形は全く違うんですけども、昔のものに比べると高浜のものっていいますと、ECCS、一つの炉を冷やす、水を入れるループ装置っていうのが徐々に増えてきてます。昔、二つしかなかったの三つになって、今は四つになっとりますんで、そういう意味でいうと、一つ壊れても、まだもう一個ある、もう一個あるっていう意味で安全性が徐々に向上されております。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官）　まず、こういってあるんですが、東京電力のBWRっていうプラントと、関西電力のPWRっていう、形は全く違うんですけども、昔のものに比べると高浜のものっていいますと、ECCS、一つの炉を冷やす、水を入れるループ装置っていうのが徐々に増えてきてます。昔、二つしかなかったの三つになって、今は四つになっとりますんで、そういう意味でいうと、一つ壊れても、まだもう一個ある、もう一個あるっていう意味で安全性が徐々に向上されております。

○委員（三日月大造）　　E C C Sって何ですか。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官）　　非常用炉心冷却装置といいまして、この原子炉の中に強制的に水を入れる装置でございまして、昔のはPWR、二つしかなかったんですけど、それが三つになり四つになりっていうふうが増えております。

○委員（山田啓二）　　その二つあるか三つあるか四つあるかで、一世代、二世帯、三世帯、四世代という意味ですか。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　　だけどね、もしその全ての素材が・・・されたものであって、それでまた電気が失われたら、同じことが四つ同時に起こったとしたらまずいですよね。だから、その先ほど言ってたみたいな原始的な・・・というのは、どんな場合でも失われないようにしておかないとおかしいと思う、その教訓で言えば。何かおかしい、おかしいとずっと思ってたんですよ。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官）　　E C C Sっていうのは当然、電気でないと動かないっていうものなんですけれども、今回、高浜の場合ですと、電気がなくなった場合にどうするかっていうのがございまして、ここの資料には入れてないんですけども、当然、この原子炉の中は熱くなって蒸気がどんどん出てきます。蒸気はあります。事故が起こったら、返って蒸気は増えますので、この蒸気でタービンを回して、それでそのポンプと直結してましてですね、その蒸気タービンとポンプの軸が直結しておりまして、事故が起こって原子炉の中側から蒸気がたくさん出てくると、このポンプがぐるぐる回るようになって水を入れれるっていう装置を今回使えるように、もともとある装置なんですけど、こういう事故対策に使えるようにして、電気がなくても冷やせるっていう方法を考えております。

○委員（山田啓二）　　私、昨日全く同じ説明を聞いておりまして、その中でちょっと意識を共有するために幾つか申し上げますと、そこで私が申し上げましたのは、今こういう形で規制庁が安全性についての新しい基準をつくられてると。ところが、規制委員会の田中委員長はですね、我々は安全であるとは言っていない。安全ではない



とも言わないという話をされてるんですが、それについて、では、安全目標というのはないのですかと。こういったことについて、こういう条件の安全目標はないのですかというご質問をさせていただきまして、それに対して、山形管理官のほうからは、炉心損傷は1万年に1回、そして格納容器から出るのには100万年に1回という形の確率計算をされてるという話だったので、それについては、その条件についてきちんと明確に、その安全の確率について教えていただきたいし、そして規制庁はどこまで保証するのかと。絶対安全を保証するということはあり得ないのかもしれませんが、ここまでの安全を保証するという話はきちんと回答してもらいたいということをお願いしたところでありまして、今もその1万年に1回というのはどこから出てくるのかよくわからないんですけれども、またそうした点についてもご説明を願いたいということをお願いしたところでありまして。

それからもう一つ出てまいりましたけど、テロ対策のところでありまして、まさに最近、アフリカあたりでも起こってるテロ対策について、テロというと人が殴り込んできて立てこもっちゃうような事件ですよ。こうしたことについて、本当にどうなんだろうかということで、これは原子力規制委員会のほうからも、飛行機が飛び込んでくる話はよくされるのですけれども、そうした点についてはなかなかお答えがないものですから、いろいろテロ対策なんか気にしてたという点で、非常に心配であるということが出されたところでありまして。その点はやはり、関西広域連合としても、私に対しても回答をいただきたいと。

結局、さきほども100ベクレルとか100テラベクレルとかいう話があるのですが、要するに事故が起きてもここまでは出ないよということを原子力規制庁は保証してるのか、保証してないのかとなると、どうもよくわからない。規制委員会の委員長の話を聞いてるとどこまで国が責任を持って、やってきてくれているのか、訳がわからなくなっちゃうところがありまして、そこは明確に関西広域連合に対しても回答してもらいたいと思っています。

それから、きょう聞いて、ちょっと幾つか思ったのですが、炉心損傷というような事態が起きたときに、これ多分、もう全電源が喪失してしまって、どうしようもなくなってると思うんですよね。そういうときに、このスプレイというのは動くのですか、というのが非常に疑問で、そういう事態のときにスプレイが動くという部分は、どういう仕組みなんだろうというのが一つです。

それから、もう一点は、700ガルになっているというのはわかるのですが、外部電源の鉄塔、主要系統はあるという話になってるんですけども、鉄塔について、この700ガルはどこまで見られているのか、また見られていないのかというのは、鉄塔は高浜だけにあるわけではなくて、他からずっと来てるわけでありますので、どこまで安全というものが確保されているのかがよくわからない。この二点だけ、きょうはまた新たな質問としてつけ加えさせていただきます。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官） 昨日もお世話になりましたありがとうございます。

まず、田中委員長も安全とは言わないっていうふうに言っております。これは、安全っていう言葉が一人歩きしないっていうためにごさいますて、安全っていうと、それは絶対の安全っていうふうにとられる方もあるかもしれませんし、我々のようにリスクが当然ある、先ほど言いました安全目標をクリアできるような安全。そして、欧米先進国と同程度、それよりやはり優等生のレベルの安全を維持してるっていうレベルの安全もあればですね、相当いい加減な安全っていうのもあると思います。そういうことで、安全、絶対安全と思われなために、またその安全って言った途端に、さらなる安全を目指さなくなってしまうので、そういうことが起こらないように、委員長も安全っていう言葉は使わないっていうふうに言っております。

それと、1万年に1回、100万年に1回っていうのはどう計算したのかっていうご質問でございまして、これはポンプですと、これまでの使用経験がありまして、

動かそうと思ったときには100回に1回とか500回に1回はやっぱり動かないときがあります。そういうので2個つけてると。100回に1回動かないポンプが2台ありますと、100かける100で1万回に1回動かなくなるかもしれないと。三つあったら、100かける100、100万回に1回、三つとも動かないことがあるかもしれないっていうような組み合わせの計算をしております、いろんな設備の故障確率を組み合わせで計算していくんですが、この組み合わせが何千何万通りっていう形になるんですけども、それを一つ一つ計算して足し合わせていくっていうようなことをやっております。

テロのお話、なかなかしにくいところがあるんですけども、当然、発電所の中に入るときに皆さんご経験されてると思いますけど、身分証明書の確認、そういうものがありまして、金属探知機、最近是指をチェックされると思いますけども、爆発物を触った痕跡がないのか、そういうようなチェックをしております。

また、その外部からの侵入っていうことであれば、最近は一重の柵っていうのを設けて入らないようにすると。あと、その他もろもろあるんですけど、そこはご勘弁願いたいと思います。

それと3番目、電気がないときにスプレイは動くのかっていうご質問と、外部電源の話でございますけども、まず、外部から送電線がありますけども、これはもう地震、本当に大きな地震が来れば使えないと思います。当然、そのやっぱり先ほどのテロリストではないですけども、どっかの送電線を狙うっていうことがあれば、それは簡単に壊せるものだという事で、我々の安全審査の中では、外部電源には期待はしない。そういうものは期待しないっていうことで審査をしております。

次に、じゃあ、外部からのものが期待できないっていうことで、この右上に、斜め上に非常用発電機がございますけども、発電所の中の、原子炉建屋の中にあるんですけども、非常用電源（DG）、ディーゼル発電機2台ありまして、また地震などで道路が壊れるとなかなかタンクローリーも来れませんので、7日分の燃料を発電所

の中に置いておくことっていうのを要求しております。ですから、そういうことで、外部電源は逆に我々期待してはいけないっていう審査をしております。非常用発電機の2台で、この原子炉建屋の中にある非常用電源が使えなくなった場合っていうのは、電気が使えなくなった場合っていうのは、この2台が使えなくなった場合っていうのを指してございます。この2台が使えなくなった場合には、今度は建屋の外にあるこの空冷式非常用発電装置っていうのがありますして、これがその恒設代替低圧注水ポンプっていうところにつながってますけれども、ここに電気を供給してます。この図は原子炉につながってますけれども、スプレイのほうに水を送るっていうことをやります。すいません、正確に言いますと、右上の非常用電源が使えなくなった場合に、この下の空冷式非常用発電装置を使う。またさらに、それも使えないようであれば、電源車などを使ったりっていうことを考えているっていうことでございます。

それと、繰り返しになりますけど、そういう意味で言いますと、その外部電源っていうのは700ガル、もしそういうような地震が来たときには、当然使えないものと思って対策を用意させているっていうことです。以上でございます。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 質問というより、意見を言いますと、そんな発言をする人が原子力規制委員長にいてはいけないんですよ。なぜかという、山形さんはそんなこと言えないと思うけど、安全なんて、もともと確率の問題でしかないんです。そんなこと言ったら、自動車も乗れないし、もともとちょっと大型の危なそうなものは、みんなレギュレーションがあるんです。それはみんな、確率論的にここまで押さえ込まないと人間が使ってはいけないよねというんで、ずっとやってる装置としてできてるので、原子力発電所なんて大阪湾のど真ん中に作ってはいけないんです、これは。幾ら山形さんが頑張っても作ってはいけないようになってるんです。なぜかという、一応少し危ないものだからなんです。少し危ないものなんだけど、みんなが世の中で動いているときに、隕石が降ってくるかもしれないし、それは確率少ないけど、自動車にはねられるかもしれないし、それから和歌山にたくさんある、老朽化し

た普通の発電所なんて、いつ爆発するかも分からないですしね、そういうような一定のレベルの中で、耐えがたいほど被害が出るんだから、押さえ込まないといけないというので、原子力規制というのはできてるはずなんです。それを、安全とは言えませんか。私のようなことを言わずに何も説明しないで、安全とは言えませんなんて、それはただの訳の分からないおじさんですよ。そういう人がいろいろと言ってるから、世の中うまくいかないのではいか。山田委員も困ってしまうのではないか、そういうふうに思います。

それから、一つ聞きたかったんですけど、タービンは発電機に結びついてますよね。それで、蒸気が出て熱くなってくる、ぐるぐる回ります。あの電力を全部そのままは使えないわけだが、使えるようにしとけば、さっき山田委員が言われたような外部電源が失われても、内部電源で自分で発電するんだから、それも装置が壊れない限りやっつけていけるのではないかなと、思うんですけど、それはどうでしょうか。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官） 1番目のものは、ちょっと回答差し控えさせるということで、2番目のほうでございますけれども、確かに発電所には当然、電気をつくるタービンがあります。これは普通、100万キロワットとかですね、非常に大きな電気をつくっておりますけれど、この事故に必要な電気っていうのは、実はそんな大した量ではなくて、万キロワットも要らないです、数千キロワットになります。そうしますと、これらのタービンなんかをそんなゆっくりゆっくり回すことはできなくて、そうしますと、今度はタービンのほうが危なくなってしまうので、これはまず止めるっていうことがなされまして、先ほど言いましたような、やっぱり小さい分相応の発電機を別途用意しないといけないということになってございます。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 回すだけ回しといて、逃がし方はわからないんですが、ほとんどの電気を逃がして、一部だけ使うというわけにはいかないのかなと思うんですけど、論理的にそんなことは全く不可能ですか。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官） 理論的に可能か不可能かっていうのを、

ちょっと私も今、わからないんですけど、大学のとくに習った知識でいえば、余り低いところにありますと振動が大きくなってきて、軸が暴れるっていったら変なんですけれども、そういう状況になってしまうっていうことです。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 回るだけ回して、発電はされるけど、その発電の摩擦を空回りさせるようなことで、少しだけ電気を取るとか、そんなことできないものかなと思うんだけど。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官） すいません、ちょっと今すぐには方法が具体的には思いつかないんですけども。

○委員（三日月大造） 絶対安全とリスクのある安全とが峻別できないから、法定で原子力利用にかかる安全の確保が任務とされている、その委員会が、「安全だと言えない」ということは、私も住民の安全を守る立場からすると、極めて怖い印象をぬぐいきれないと思います。

と同時に、ちょっと一点、プロセスのことでお聞きしたいと思います。これは設置変更許可が下りて、これから地元のご理解などということで稼働準備へのプロセスが示され、今後はこの設置変更許可に基づく工事計画の認可及び保安規程変更の認可が行われてくるという、プロセスが示されています。こういうプロセスにおいて、原子力規制庁がきょうは我々関西広域連合にご説明いただき、京都またそれぞれの自治体等にも今後、ご説明をいただけると考えているのですが、どこまで、どの範囲までご説明をいただけるのか。この辺は規制庁として、どういう整理、取り決めをされているのかということをお伺いしたいと思います。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官） 我々、自分の仕事に対しては説明責任があると思っております。ですから、私ですとこの設置許可、次に来ます工事計画認可、保安規定といろいろございますけれども、そういうことに対してご質問があれば、それは答えていかないとはいけないと思っております。これは別途、他のところで調整はしておりますけれども、日程があって、割合そういうクリアな問題意識で投げかけ

ていただけると、我々もやりやすいのかなとは思っておりますけれども、工事計画認可、どういう形で審査を行っていくんだ。保安規定のほうは割合オープンな形で、いろいろご説明はできるとは思いますけれども、それぞれ、また改めてご要望なりいただければ、また考えさせていただきたいというふうに思っております。

○委員（山田啓二） 最後の言葉の質問と意見なのですが、まさに先ほど仁坂さんおっしゃったように、ああいうこと言われると一番困るといのは、やはり許認可というのはある意味、責任を伴っていく、保証を伴っていく面がある思っているわけですね。ですから、ここまで我々は許認可をするということは、ここまでのものに対しては、責任を持ちますよということではなければいけないわけです。このところの中身が明らかになってないのではないか。どこまで責任を持ってくれるのですか。この許認可によって、どういう想定のとしまでは我々は責任を持ちますよ。責任を持ってないときには、どういう形で我々は対処するのですよというところが、この許認可のところでも明確になってない中で、規制委員会の委員長さんがあのような発言をされるということは大変遺憾であると思っております、そこのところをぜひとも、私も京都府として昨日、回答を求めたわけです。どこまで保証されるのですか。どこまで責任を持たれるのですか。その範囲は、どういう安全目標なのですかという形で要求をさせていただいているということでもありますので、ぜひともこれについては、きちんとお答えいただきたいと思います。この場でなくても結構ですので。かなり複雑な内容になると思いますから。

○副委員（林昭男） 一つだけご質問させていただきたいと思えます。

地下水汚染対策がまだ福島のところでは必ずしもうまくいってないと思うんですが、地下水汚染対策が、今回の対策ではどのようにされてるのかということ。それから、これ今見させていただいた、地下水基準が規制基準の中にあるのか、ないのか。ないとすれば、もしないのであれば、なぜないのか教えていただきたいと思います。ぜひ、私としては地下水の汚染対策というものも、きちっと規制庁のほうで審査をいただき

たいというふうに思ってる次第でございます。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官） 地下水汚染対策についてのご質問ですが、例えこの図で見させていただきますと、原子炉がありまして、その外側に大きなのが格納容器になります。我々、審査を行いまして、この格納容器から放射性、この格納容器の閉じ込み機能が失われないうことを。ですから、地下水汚染対策を起こさせない、対策が取られているのかどうかというのを確認させていただきました。

○副委員（林昭男） そうしますと、先ほどありました内部溢水とかそういうところもあって、4.2テラが倍になるかもしれないというようなお話も基準としてはあったとすれば、そういうものがそこに出てくる可能性はおっしゃったわけで、そうすると、外に漏れ出してるものがさらに漏れ出すということはあるのではないかと思いますが、いかがですか。

○原子力規制庁（山形安全規制管理官） 全くセシウムが出てこないっていうことは、それは理屈の上ではあり得ないとは思いますが、ただし、このPWRの場合ですと、原子炉の下のほうはコンクリートの厚い壁の下に黒いのがあるのをちょっとイメージしていただいたらいいと思います。そうしますと、我々、セシウムといたしまして、その気体状に近いものなんですけれども、そういうものが上のほうにある配管の、どちらかという配管、格納容器を貫通している配管の外の埋め込み台っていうんですか、そういうところから出てくるのが一番確率としては多いのかなとは思ってございますので、下のほうに出ていく、そもそもこの格納容器の機能が失われないうのを、我々確認してございますし、その下のほうにコンクリートの普通の建物の下を歩いていくっていうのは、ちょっとなかなか考えにくいのかなとは思っております。いずれにしても、その福島の場合もそうですけど、もし仮に地下水に影響があつて海に流れていくっていうのが福島でありましたけれども、その地下水の流れの速さっていうのは非常にゆっくりしたものでありますので、長期的な対策っていうものは、



その実際にどういう漏れ方をしてきたかなっていうのを見た上で対策を立てていくってということになると思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　　まだまだお尋ねしたいことがあるのかもしれませんが、一応、意見交換はこれで終わらせていただきたいと思います。

きょうの説明で随分わかったところと、まだ釈然としないところとあるんだと思いますが、これからもよろしく、このような機会をつくらせていただきますので、お願い申し上げたいと思います。

それから、私はやっぱりあれですね、安全基準というか審査基準をつくったわけですので、その基準までの、その基準の妥当性を十分話を細かくされて、それでそこまでは許認可庁なり審査庁がきっちりと見ますよということは、責任を負いますよということだと思えますけれども、ただ、絶対安全なんてのはあり得ませんから、そこでこだわっておられるんだらうなというふうに、私自身は思いました。だから、山田さんの回答には十分規制庁かける、回答できるはずだと、そういうふうに思います。

○委員（山田啓二）　　できるんです。明確にしてもらいたいのです。

○広域連合長（井戸敏三）　　だから、十分できるんじゃないかと思えます。

○委員（山田啓二）　　100行ぐらいの、こういう確率は1万年に1発です、これは何とかなの何とかですという、こうやって確認すると、この範囲までは保証しますという説明ができるはずです。

○広域連合長（井戸敏三）　　そうです。だから、それまでの範囲なら、この確率の範囲なら、ちゃんと規制庁としては責任を持って対応するんですよと、こう言ってもらえばいいわけです。だから、これまでも十分議論していただいて、明確にしていたらありがたいと思います。

それから、まだ京都や滋賀のようなところでは、現地説明会など要請があろうかと思えますのでよろしく、弾力的に対応していただくようお願いしたいと思います。

それから、これから工事計画認可とか保安規定認可、手続が進むことになりますの

で、今もご説明、何度もいただきましたが、それこそ厳密でしっかりとした指導をしていただければと思っております。

また、我々としては、発電所の安全性もありますけど、いざというときの避難対策だとか、それから30キロ圏内外の対策についても、規制庁のほうでご説明を受けたりしていると、例えば、ほとんどブルーム被害なんかは考えられないとかですね、いろんな説明もありますので、この辺も安全対策を含めて、避難対策も含めて、私ども、さらに国の対策を見極めて対応したいと考えておりますので、山形さんの担当ではないと思いますが、どうぞよろしくご指導をいただきたいと思っております。

きょうは本当にお忙しい中、山形さんと小山田さん、ご足労いただきましてありがとうございました。そして、若干素人っぽいご質問をたくさんいたしましたけど、丁寧にご答えていただきましてありがとうございました。心からお礼を申し上げまして、以上で高浜原発3、4号の規制基準適合性審査についての意見交換を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それではありがとうございました。

それではこれに関係して、どうぞ三日月さん。

○委員（三日月大造）　　今、連合長が最後におっしゃいましたが、きょうプラントの問題について議論させていただいて、避難体制のあり方を含めしっかりと関西広域連合としても確認していかなければならないということなので、今後のスケジュールを確認したいというのが一つ。もう一つは京都府が先般、3月17日に、原子力発電所の運転再開に関する申し入れをされています。川内原発の再稼働の同意を求める範囲を立地自治体に限定された理由を尋ねられると同時に、立地自治体に限定することなく、法的根拠に基づいて判断すべきだということをご指摘され、早急に法的枠組みを整備することについて申し入れをされており、我が県も同様の見解を持って、累次にわたり政府に求めているところです。昨年12月25日に関西広域連合として一定の申し入れを決定しましたが、こういった法的枠組みの整備について関西広域連合で原発によ

って違う、電力事業者によって違う、ときどきによって違うという再稼働同意の求め方、範囲の決め方というのは、やはり問題があるのではないかと考えており、この点、委員の皆様方と見解を共有しておきたいと思うのですが。

○広域連合長（井戸敏三） 京都府が申し入れられてるような内容を既に我々も申し入れてるんですね。25日のときには、安全確保について提言できる、安全協定によらずとも自治体が国や事業所と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる法的な仕組みを構築することと、こう言ってまして、前の段階の申し入れにはですね、仕組みをちゃんとつくれとかね、というようなことも言ってますので、今おっしゃってるような意見そのものはそのとおりだと思うんですね。ただ、問題は高浜原発の再稼働を条件にするのかしないのかというようなところは、これはやはり、まずは立地自治体の皆さんと関西広域連合の中でも相談をしてみないといけないという課題ではないかと、こう思っています。

この点はこの程度にとどめて、関西広域連合としても申し入れを基本的に法的枠組みをきちっとつくったほうが望ましいということは従来も言ってきましたし、これからもそのスタンスでいきたいと、このように思っています。

ただ、国がどこまでどう対応するか。特にこの件についてはかなり課題がたくさんあるんじゃないかと思われますから、そのときに当たってどう判断するか、これはまた後ほどよく、そういう事態の中で検討していきたい、こう思っています。

どうしますか、京都府が出された要請書っていうのを今お配りしてもらいますか。後からでもまた。後の委員会でも。それで議論しましょう。そうさせていただきます。

それでは、高浜原発3、4号機の新規制基準適合性審査についての意見交換会は以上とさせていただきますと思います。

続きまして、協議事項が二つあります。

一つは、広域スポーツの振興についてであります。

本部事務局のほうから説明してください。

○事務局 広域にわたるスポーツの振興を広域連合の新たな事務に追加するという  
ことにつきましては、既に合意をいただいているところでございます。本日は、その  
ために必要な規約の改正手続について、地方自治法の規定に基づき、進めようとする  
ものでございます。

資料3に書いておりますが、規約の改正案及び負担金の負担ルールについては、記  
載のとおり、既に合意いただいております。今後、ご案内のとおり規約改正につつま  
しては、各府県市議会での議決を要することとなりますので、今後5月中旬以降、各  
府県市で開催される議会のほうに提案いただきたいということで、2ページにその依  
頼文、及び3ページに改正議案の様式をつけております。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 特に何かご意見なり、ご質疑ありますか。

それでは、規約改正に向けまして、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それでは、もう一つは関西広域連合の事務拡充につきまして、従来から検討を進め  
てまいりました、一種の中間報告だということでお聞きいただきたいと思います。よ  
ろしくお願いいたします。

○事務局 資料4をご覧ください。関西広域連合の事務拡充に向けまして、広域計  
画に記載の事務はもとより、事務の持ち寄りの効果が期待できます、事務事業を幅広  
に検討いたしました。その結果、現時点において、まずは資料に記載しております4  
項目につきまして、具体的に検討すべきものとして選定いたしました。

一つ目が、資格試験・免許等の事務でございまして、これは後ほど報告がありますが、  
現在実施しております調理師、製菓衛生師、准看護師に加え、毒物劇物取扱者試  
験、旧薬事法に係る登録販売者試験、クリーニング師免許試験の三つの試験免許事務  
を追加してはどうかと考えております。

二つ目が、消費生活相談員研修でございます。

三つ目が、特定商取引法に係る事業者指導・処分等事務でございます。

四つ目が、動物取扱責任者研修でございます。

それぞれの事務につきましては、記載のとおり課題もございますが、一定の効果が見られますことから、具体的に検討を進めたいと考えております。ご説明は以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 特に、この検討を進めて、もし効率的に取り扱えそうだとということならば、事務に追加をさせていただこうかと考えております。そのような意味で、この委員会にお諮りしましたのは、検討を進めてまいります、結論が出たら、追加させていただくこととなりますということをお断りしたかったからであります。よろしゅうございましょうか。

では、そのような検討を進めて、取り扱いを、方向が出ましたら、また最終確認をさせていただいて、追加をさせていただくことになろうかと思えます。よろしく願います。

協議事項は以上でございました。

これから、報告事項に入らせていただきたいと思います。

まず、奈良県の連合への加入の問題であります。私のところに荒井知事のほうから防災とそれから観光文化の分野について、部分加入したいという具体の申し入れがございました。まだ、きょうからもう選挙中ですので、その申し入れ自身は我々歓迎するというふうに答えているんでありますが、正式の申し入れを受けましたら、規約の改正、あるいは広域計画の改訂など、形式的な改訂等が出てまいりますので、こういう動きがあと続いていくんだということをご承知いただきたいと思います。

先ほど、広域スポーツの振興の規約の改正について、5月以降の6月議会ですね、にお諮りをしていただくということをご了解いただきましたが、もし奈良のほうが入れるということになりますと、あわせて規約の改正を行って、広域計画の改正も行っていくという運びになりますので、どうぞお含みをいただくとありがたいということでございます。

特にご意見、ございますでしょうか。

淡々と進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、琵琶湖・淀川の抱える治水防災上の課題につきまして、研究会で取りまとめられました課題についてご説明を申し上げさせていただきます。

事務局からお願いいたします。

○事務局 資料5をご覧ください。琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会につきましては、今年度、治水防災上の課題を取りまとめることになっておりましたが、このたび、研究会各委員との調整の結果、2ページ以降におつけしておりますとおり、研究会として取りまとめられましたので、ご報告いたします。

1ページの枠囲みに要約版を記載しております。こちらでご説明いたします。課題としまして、六つの課題を挙げられておりまして、課題1は流域内の安全度の差異でございます。浸水に対する各地の安全度の差異でございますが、これは堤防などの治水施設は順次下流から一定の時間をかけて整備されるため、安全度の差異が今後も残り続けることが想定されます。また、流域対策の総合的な検討のためには、治水施設群に囲まれた地点、これは個々の住居などの地点でございますが、そういう個々の地点の安全度の直接評価が望ましいところ、一般的になっていないことから、各地点の安全度の差異をどのように把握し、改善につなげていくかという課題でございます。

課題2は、河川整備と流域対策との役割分担でございます。気候変動の影響などから、今後、外力の増大が予測され、流域対策の重要性が高まっていることから、最大級の洪水に対して河川整備と流域対策の役割分担をいかにやるべきかという課題でございます。

課題3は、治水施設の持続可能な維持管理でございます。今後の出水頻度の増加を考えれば、既存施設の安全性の向上は不可欠ですが、厳しい財政状況などもあって、現在と同レベルの維持管理が困難と予測されることから、持続可能な維持管理をいかに実現すべきかという課題でございます。

課題4は、森林管理・土砂管理のあり方でございます。土砂災害の発生や深層崩壊

の頻度増大、また流木が支障となった氾濫助長の例が見られるとともに、河岸浸食や河床低下、海岸・湖岸の浸食。逆に河道内の陸域化、樹林化という状況がある中、森林管理と土砂管理はいかにあるべきかという課題でございます。

課題5は、施設能力を超える外力が発生した場合の情報活用、避難誘導などを含む危機対応でございます。施設能力を超える外力が発生し、同時多発的、広域的に浸水した場合、どのように流域自治体が一リスク情報を共有し、水防活動などで連携、連動した危機対応を実現していくべきかという課題でございます。

課題6は、流域管理における行政プロセスのあり方でございます。財源等の制約がある中で、長期的な流域の変化を考慮した、流域管理を実施するための行政プロセスはいかにあるべきかという課題でございます。

来年度におきましては、6回程度の研究会の開催、それからシンポジウムの開催によりまして、利水や環境などの課題も抽出した上で、統合的、総合的に流域管理のあり方について議論をしていきます。ご説明は以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 研究会の課題設定についてのご報告をいたしました、ご意見なりご質疑がございましたらお願いします。よろしいですか。

こういう課題を見てましても、すごい大がかりな検討調査になりますね。これ大変ですね。もう始めちゃったから、後には引けないけれども、課題の優先順位をつけて、どれから固めていくかみたいな、検討の進め方も少し検討しておいたほうがいいかもしれませんね。そうしないと、常に網羅的な課題の分析になってしまって、進まないという話になりかねないので、この点もよく相談をしながらやりましょう。よろしくをお願いします。

それでは、ありがとうございました。続きまして、今年の冬の電力の需給状況につきましてご説明をさせていただきます。あわせて、再生可能エネルギーの導入状況も説明させていただきます。

○事務局 それでは、資料6をお願いします。まず、この冬の電力需給状況でござ

いますが、最終的にこの冬は厳寒ということではなく、最大需要も12月17日17時台の2484万キロワットで、見通し検証時の最大見積り、2535万キロワットを下回ったこと。また、大きな発電所トラブルもなかったこと。それに、節電状況が平成22年冬比でマイナス9パーセントと、呼び掛けた以上の節電が見られたということで、期間を通じて関西の電力需給は安定してスリットしたということでございます。なお、次回の4月の本委員会におきましては、次の夏の見通しなどをご報告したいと考えてございます。

次に、資料6の2枚目に、関西広域連合域内の再生可能エネルギーの導入状況についての資料をつけてございます。広域連合の重点目標といたしまして、2020年度に全体で600万キロワット、うち太陽光発電で450万キロワットという目標を掲げてございますが、一番下のグラフにございますように、2012年度末では全体で222万キロワット、うち太陽光が92万キロワットでありましたのが、2013年度末では全体で315万キロワット、うち太陽光が183万キロワット。2014年度に入りまして、太陽光が月当たりほぼ8万キロワット程度の伸び、年間では100万キロワット程度の増加が見られるという状況でございます。今最新のまとめが公表されています昨年11月末現在の数値では、全体で390万キロワットで、目標値600万キロワットに対し、達成率は65パーセント。そのうち、太陽光は256万キロワットで、目標値450万キロワットに対しまして、達成率は57パーセントという状況でございます。

なお、今後の見通しでございますが、上段の枠の中の三つ目の丸に書いてございますように、例えば、この2月末時点で関西電力に接続の申し込みがなされている太陽光発電の状況が、これは今後半年から2年程度以内に稼働していくと見られる設備でございますが、188万キロワットあるという状況でございますので、太陽光発電を中心に、当面は順調に伸びていくものと考えてございます。

もう一点、資料6の3枚目でございますが、一昨日25日に再エネの導入などに関しましての支援整備や相談窓口などの情報を発信する広域連合のポータルサイトを開設いたしましたので、あわせてご報告させていただきます。これにつきましては、今後



も広域環境局とエネルギー担当のほうで連携して進めてまいります。説明は以上です。

○広域連合長（井戸敏三）      ありがとうございました。

今年の冬も少し心配をしておりましたけれども、ご報告したような結果でございます。また夏の対策かということになります。またよろしくご協力をお願いしたいと思います。県市民の皆さんにぜひ、このような結果を説明して、感謝を申し上げていただきますとありがたいと思います。

それでは続きまして、「医と健康フォーラム2015関西」の開催結果でございますが、私もこの「医と健康フォーラム2015関西」に出席させていただいて、シンポジウムの委員も務めさせていただきました。そして、ぜひ、この1回限りにしないで、ライフサイエンスの推進は関西、非常に進んでるわけでもありますので、この産業化ということも視野に入れながら、フォローアップの仕組みをつくっていくことが提案されて、井村先生のほうから。私もその方向で取り組まさせていただきたいということをお願いしますとともに、井村先生にはきちんと顧問としてご参画いただくように、その場で要請をさせていただきました。そのような意味で、フォーラムは成功に終わったと思いますが、その後の推進につきましても提言を受けて、広域連合として受け止めていきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

あと、特に（２）、（３）でご報告ありますか、事務局。お願いいたします。

○事務局      ほとんど言い尽くしていただいたと思いますので、（２）、（３）につきましても、引き続きこの会議、イベントそのものが3日間行われましたので、1番の概要にも書いておりますけれども、シンポジウムが350人で、健康市民フェスタが3700人ということで、市民の方々に来ていただきましたたり、広域連合のさまざまな活動についてもそこでご紹介をさせていただきました。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三）      それでは、以上、ご報告とさせていただきます。

続きまして、国家戦略特区について、3月19日に第3回計画認定がされましたので、そのご報告をさせていただきたいと思います。

○事務局 資料8をご覧ください。1番と書いておりますのが、現在の国家戦略特区の関西圏、養父市を含めましての認定事業の一覧です。特に下線を引いておりますのが、今お話ありました3月19日付けで新たに内閣総理大臣の認定を受けた項目でございます。少し開いていただいて、以下のページで概要をご説明させていただきます。

別紙になっております3ページですけれども、カラー刷りのところを黒く囲っておりますのが初期メニューとして、国家戦略特区で可能となりました特例を使っている一覧で、囲っておりますのは関西が具体化できてるもの。ほぼ半分ぐらい、関西も使うことができてる、よく使ってるところかと思えます。

少し具体的に申しますと、(1/6)と書いておりますものが、保険外併用療養の特例です。これは前回の広域連合委員会でも少しご説明いたしましたが、阪大病院、国立循環器病研究センター、京大医学部附属病院が可能となって、適用外医薬品を対象とした保険外併用療養の申請、特例での審査を今準備が進めているところということでございます。

開けていただきまして、(2/6)と書いておりますものが、病床規制に関する医療法の特例として、神戸のアイセンターで整備が準備が進められてるものでございます。27年度着工、平成29年開業の予定で準備が進められております。

(3/6)と書いておりますものが、雇用労働相談センターの設置で、1月から業務を始めていただいております。グローバル企業、ベンチャー企業の労働関係紛争を未然に防止できるようにということで、社会保険労務士さん、弁護士さんの無料の相談が今始まっている、大阪市内のグランフロント大阪で始められたところでございます。

(4/6)が、エリアマネジメントと俗称しておりますが、国家戦略特区で道路占用の特例になっておりますもので、まさにこの事業の一つの流れが、先ほど連合長から話がありました3月20日から22日の医と健康フォーラムで道路を使ってさまざまな医療介護機器なんかのデモンストレーションも行われたところでございます。

(5/6)が、歴史的建築物利用宿泊事業ということで、篠山市のところで一般社

団法人ノオトさんが古民家等を活用して、これは5室以上が旅館業法の特例になる事業になるんですけども、宿泊施設の営業が始められようとしております。

最後、(6/6)が、これは税制特例の例に第1号になりましたけども、iPS細胞由来の血小板製剤供給事業ということで、メガカリオンさんが京大病院の中に整備されようとしておりますけども、投資税額控除、研究開発税制の特例、固定資産税の課税標準の特例と三つを初めて活用する、第1号の認定が得られたところでございます。

すいません、戻っていただきまして、資料8の1ページをご覧ください。あと、これまで関西圏から国に提案いたしました項目はほかにもございますけども、それぞれ現在も継続協議中でありまして、動きがありますのが、この2と書いておりますもので、通常国会に国家戦略特別区域法の改正案として盛り込まれようとしているものの一覧でございます。

上のほうの黒四角は、これは実は昨年既に盛り込まれておりまして、総選挙の関係で廃案になっておりますけども、改めて提案がされようとしております。ハッチがかかっておりますものが、関西圏、養父市さん、あるいは経済団体も含めて関西圏から提案等によって活用が検討されてる項目でありまして、関西圏は非常にたくさん、それがつながってっております。

あとさらに、黒四角の下段のほうが昨年の選挙以降、廃案になった以降、さらに検討も進められて、今度の通常国会に追加で盛り込もうとされております項目。これは、今内閣府から与党のほうへ説明が行われております。同じようにハッチがかかっておりますものが、関西圏から提案を行ってつながっていただいております。

開けていただきましてちょっとご説明いたしますと、もう一つ、3と書いておりますが、地方創生特区という表現で取られてきたんですけども、実は3月19日の国家戦略諮問会議では、大きく国家戦略特区としての指定、その中の地方創生特区という区分になってきておるんですけども、秋田県仙北市、宮城県仙台市、また愛知県って

う形で、これらの3地域は関西圏も使っておりました国家戦略特区の規制特例なんかも提案されて認められてきております。これは、第二次指定っていうような区分にもなっていておまして、内閣府もこれまでの地域活性化統合事務局から地方創生推進室ってことになってまして、あわせて国家戦略特区としての位置付けを考えておられるようでして、最後、(2)で今後の指定や規制改革の提案募集についてと囲っておりますが、この19日の諮問会議の中の竹中さん等の有識者議員の資料でこういうふうに書かれておるんですけども、さらなる地方創生特区の速やかな指定についてという表題がありまして、3地域、仙北市、仙台市、愛知県に加えて、例えばってことで徳島県の例が挙がっておりますけども、提案する規制改革事項については速やかに第三次指定の対象として検討すべきと、ちょっと略しておりますけども、最後には年2回提案募集を行うってことになってることから、その次の提案募集はこの春、4月5月ごろを目途に行うことによって、大胆な規制改革提案を一層積極的に受け付けていくべきっていう文言もつけて提案されておまして、3府県で国家戦略特区の指定を受けて進めてきておりますけども、大きな地方創生の流れの中で、特区制度の活用は広く広がってきておりますので、こうした例もご参考にまた検討していただければと思って、ご報告させてもらいました。以上です。

○広域連合長（井戸敏三） 動きのご報告をさせていただきましたが、何かこれに関連してご意見なりご質問ございますか。

国家戦略特区として3府県が指定されてるんですが、あれは町づくりと医療関係ということになってるんですね。そうすると、町づくりと医療関係以外を提案しようとする、この地方創生特区に乗っかっていかないといけないということになるんですか。

○事務局 提案でうまく話がつながれば、それは可能になると思います。少なくとも、1枚目の今回の法案に盛り込まれようとしているものは、活用いただくのは全ての地域は可能ですね。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。じゃあ、次に進ませていただいていたいいですね。次はミラノ国際博覧会等での「関西」のPRです。よろしく説明してください。

○事務局 ミラノ国際博覧会等での「関西」のPRでございます。資料は9をご覧くださいと思います。これまでの連合委員会におきまして、ミラノ博覧会の機会を捉えて、またパリでのエキスポジャパンの機会を活用してですね、世界に関西の魅力を発信してはどうかということで、委員のほうからもご発言がございました。それを踏まえまして、構成府県市のご担当の皆様方とも調整を行い、資料9のように取りまとめを行ったところでございます。

PRの方法といたしましては、この博覧会等に出展される構成府県市のブースの一部に関西広域連合のスペースとして確保していただきまして、パネルやのぼり、またテーブルクロス等を配置するということとしたものでございます。その確保したスペースにパンフレットの配布、DVDの上映ということで関西をPRする、そういうものを行っていただくということでございます。

裏のページにイメージ図をつけておりますので、参考に見ていただければと思います。

また、調整させていただいて、博覧会等にも参加しない構成府県市がPRのため、パンフレット等の配布希望がある場合には、出展府県市さんをご相談いただきまして、関西広域連合のスペースを活用することなどによって、配布を行っていただくということもしたところでございます。

また、ミラノ博覧会の出展計画、それ以外の博覧会等の出展計画は裏面につけております。この出展計画以外にも、今後、構成府県市におかれまして、博覧会などへの出展が計画されるようであれば、情報共有を行って行って、関西のPRに努めるように取り組んでいきたいというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 各府県のご協力を得て、一部、関西広域連合のPR空

間を活用させていただこうとしているものです。各府県のご協力に感謝を申し上げるとともに、実践に向かってよろしくお願いを申し上げたいと思います。

これを見てたら、神戸市さんの分が兵庫県のところではやれる余地があるかもしれませんから、またご相談させてください。

続きまして、「地質の道」のPR事業につきまして、林副委員長からお願いいたします。

○副委員（林昭男） それではご説明申し上げます。資料10をご覧くださいと思います。昨年も実施をいたしましたけども、フリーマガジンのグッドラックトリップというもので、ジオパークあるいはそれに類するものにつきまして、地質景観スポットについてPRをするものでございます。15万部を発行いたしてまして、若干中の言葉が違うもんですから、10万部と5万部に分けて発行いたしております。既に3月に発行済みでございますので、現物はそこに焼いたものがあるんですが、現物はこんな形の、ございますか、そういう形で出しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） これは費用はかかっているんですか。

○副委員（林昭男） かかってます。

○広域連合長（井戸敏三） これはジオパーク、費用の負担は3県で一緒に負担しているんですけど。

○副委員（林昭男） はい、3県で負担しています。1ページ分です。

○広域連合長（井戸敏三） ご意見はありませんね。ご紹介ですから。

それから、京滋ドクターの愛称が決まったようですので、ご報告をお願いします。

○副委員（熊谷幸三） 資料11をお願いいたします。京滋ドクターへの愛称につきましては、27年1月5日から30日の間、応募いたしましたところ、38都道府県から889名の方が応募いただきました。応募いただいた皆さんに本当に感謝いたしたいと思います。その中で、受賞者といたしまして、京都府京都市の石田富子様「KAN

SAI・ゆりかもめ」と決定をいたしました。ゆりかもめは滋賀県と京都府を行き来し、両府県民にとってなじみの深い鳥であるということでもあります。今後はこの愛称をドクヘリに表示をしたり、ドクヘリに関する広報に使う際にも愛称を併記するなど、府民、県民の皆さんに身近に感じてもらえるように積極的に愛称の活用を図っていきたいと思っております。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） これは、ゆりかもめっていうのは新橋から動いてるポータライナー、自動電車ですよ、その名前、愛称なんですけど、いいんですね、パクっても。

○事務局 本当に京都と滋賀を行ったり来たりしてる鳥、KANSAIって頭に付いてるので。

○広域連合長（井戸敏三） KANSAIが付いてるから大丈夫ですね。

○事務局 琵琶湖で夜は寝て、山を越えて鴨川で遊んでる鳥ですから。

○広域連合長（井戸敏三） じゃあ、本家本元はこっちなんですね。ということで、「KANSAI・ゆりかもめ」、よろしく運航していただきたいと思います。

次に熊谷さん、災害医療セミナーについてご説明ください。

○副委員（熊谷幸三） 資料の12でございます。災害医療セミナーの開催についてご報告いたします。災害時に被災地医療の統括調整をいたします災害医療コーディネーターを全ての構成府県におきまして、現在278名整備をしてるところでございます。広域医療局におきましては、去る3月25日水曜日ですが、災害医療コーディネーター、医療関係者及び行政担当者を対象に災害医療セミナーを開催いたしました。講師には国内外の災害現場で医療救護活動の経験があります、兵庫県災害医療センター長、中山伸一先生をお迎えして、コーディネーターとは何か、コーディネーターするための情報収集の方法等についてお話をいただきまして、災害医療コーディネーターの役割や業務についての共通理解を図ったところでございます。今後も引き続き、構成団体、関係機関との連携を強化いたしまして、顔の見える関係づくりに取り組めますとともに、

発災時にしっかりと機能する災害医療体制の構築に取り組んでまいります。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三）      ありがとうございました。この災害医療センター、1月16日に両陛下にご視察をいただきました。中山さんが説明をして、大変張り切って説明されました。2時間もご覧いただいた。実践訓練の状況もご視察いただきました。ご報告、つけ加えさせていただきます。

その次に、循環型社会づくり新聞マーク、ご報告をお願いしたいと思います。

○事務局      広域環境保全局のほうから説明させていただきます。資料13でございます。ごみ減量の取り組みなどの循環型社会づくりの機運を高めるということで、統一して各府県で使うロゴマークを作成しておりました。80作品の応募をいただきまして、その中から投票をいただきまして、625票頂戴したんですけれども、その中で最優秀作品として下にございます、三浦理緒さん、神戸市の有馬中学校の2年生の方のやつを採用させていただいております。裏にございますけれども、それをデザインのほうでもう少し専門的に直させていただきます、「ごみ減量宣言！関西」ということで、こういうマークを作成させていただきました。今後、各府県のごみの減量のポスターでありますとか、レジ袋の辞退運動のポスターがありますが、そういうところに使わせていただくとともに、またそういうことをやられるお店のほうにも使っていただけないかということで検討してるところでございます。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三）      それでは、これから活用していただくようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、調理師等の試験実施結果についてご報告をいたします。

○事務局      それでは、資料14のほうをご覧ください。実施2年になりました資格試験の実施の結果をご報告させていただきます。表面のほうは、昨年の7月に実施いたしました調理師、それから製菓衛生師試験の結果をまとめております。

そして、裏面のほうですが、こちらはこの2月に行いました准看護師試験の結果を



載せております。現在、准看護師の方につきましては、この4月からの勤務ということで、それに向けた免許の発行事務を進めております。2年目も順調に事務が終わったということをご報告させていただきます。

○広域連合長（井戸敏三） 特にありませんね。

それでは続きまして、関西ワールドマスターズゲームズ2021の進捗状況につきまして、組織委員会の事務局のほうからご報告させていただきます。

○事務局 資料15をお願いします。組織委員会につきましては、昨年12月18日に設立いたしました。それ以降の動きを記載しております。1月22日には第1回目の常任委員会を開催し、大会の概要や今後競技・会場地等を選択するに当たっての方針・基準（案）等について協議したところでございます。また、これの組織委員会設立以前から神戸マラソン等のブースでのPRもしておりましたが、この2月以降は京都マラソンや鳥取や徳島マラソン等の機会をいただきまして、PRをしております。

また、3月5日には東京のほうでメディアの皆さんに対して説明会を開催しました。井戸会長及び関経連の森会長にお出ましいただきましてPRをしたところでございます。TBSや朝日新聞社など、16社のメディア関係者の皆様にお話をさせていただきました。

今後でございますけれども、まず5月22日にこの大阪のほうで大規模な全体の総会なりを予定しております。ちょうど、大会6年前の5月になるということで、カウントダウンイベントのような位置付けで開催したいと考えております。名誉会長や顧問の先生方にもご案内させていただいておりますので、組織委員会の皆さん、また多くの方々にご参加いただきたいと思います。

大きな2番目、組織委員会の構成です。設立後の状況等を踏まえまして、随時メンバーの追加等もしております。3ページ以降に、本日時点のメンバーをつけておりますので、ご覧いただければと思います。

2ページのほうに3番目といたしまして、事務局の拡充ということを記載しており

ます。事務の拡充等に伴いまして、一つには事務所を移転しました。現在、中之島センタービルの23階のほうに、この3月2日から事務所を構えておりますので、またお立ち寄りいただければ幸いです。

(2)のほう、27年度事務局体制を書いております。皆さんがたのほうにご協力をお願いいたしまして、新たに京都府さんと滋賀県さんのほうから担当の職員を派遣いただくこととなりました。また、民間のほうからも今現在、部長と担当合わせて3名いらっしゃいますが、さらに1名追加の4月1日から来ていただくことになりまして、合計兼務を含めまして14名の体制で執務準備を進めていくこととしておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 今年中、できるだけ早い機会に運営の基本的な考え方、あるいは運営経費の支援の方式などについて固めてお知らせをしていくようにしたい。それがないと、なかなか手挙げてもらえないということもありますので、両にらみで進めていきますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で協議事項は終わりですが、若干ご報告がございます。資料16、17をご覧ください。資料16、17を閲覧いただきたいと思ひます。

16は今後の日程です。4月は23日、5月は28日と具体的に日程が入っておりますので、この日は極力出席するように、よろしくお願ひをいたします。

それから、鳥取さん、どうぞ。

○副委員（林昭男） 先般、鳥取空港がコナン空港ということになりましたので、鳥取砂丘コナン空港になりました。西の米子鬼太郎空港とあわせて、楽しいアニメの空港にしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○広域連合長（井戸敏三） 何か、コナンの活躍ぶりが見れるんですか。ここに行くこと。

○副委員（林昭男） 行くことですね、おもしろい映像や写真が撮れたりですね、それから今度映画がありますけど、映画の少し前宣があるということでございます。

○広域連合長（井戸敏三） 次回は4月23日に開催させていただきますが、ほかに何かございますか。

なければ、以上で第55回委員会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局 もし、記者の方でご質問がありましたら、受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○共同通信記者 共同通信と申しますけれども、高浜原発の関係でちょっと一点確認をさせていただきたいんですが、田中委員長のご発言に対して、その責任の範囲ですとかですね、住民の安全を預かる立場としては怖いというような発言が今日ありましたけれども、田中委員長の発言っていうのは2月の発言ということでよろしいですか。関電の安全を担保するものではないという趣旨の発言だったと思うんですけど、それについてのご反応ということよろしいでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） 2月だけではなくて、田中委員長はずっと国会答弁でも繰り返して言われてますけどね。川内原発に関連しては2月ですね。

○委員（山田啓二） 要するに、明らかになってないんですよ。もちろん絶対の安全ないだろうけども、じゃあ、どこまでの安全をっていう話がないまま、そういう言葉だけが一人歩きしてるっていうことについて、非常に心配をしているということですね。

○共同通信記者 山田知事おっしゃってたのは、責任の範囲っていうのは安全の確保に対する責任の範囲ということよろしいですか。

○委員（山田啓二） そうですね。要するに、基準適合審査をするということは、それについて責任を負うということですから。建築基準でも何でもそうですからね。そこについて、どこまでの責任を負われるのかというのがわからない、不明確ですねということで、きょうお聞きしたので、回答が来るとは思いますけれども。

○事務局 よろしいですか。ほかにございませんか。

○京都新聞記者 京都新聞の三村と申します。連合長にお聞きしたいんですけども、その原発の関係で、国に責任を持ってほしいという要望ですけども、その回答はいつぐらいまでに求めるおつもりかということですね、まずそれ一点お聞きしたいんですけど。

○広域連合長（井戸敏三） これから要望内容についてご相談しますから、いずれにしても要望してないのに回答は来ませんから、要望した上で回答を求めていくっていうことになろうかと思えます。

○京都新聞記者 避難計画に関しても説明を聞きたいというお話をされてましたが、それもいつごろお聞きしたいというお考えでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） 避難計画についてですね、具体的なまだ説明がないんです、現実にはですね。ですから、その説明を受けた上で、意見があるなら意見を言う、注文つけていくということになるのではないかと思います。

○京都新聞記者 それは再稼働までということですね。

○広域連合長（井戸敏三） そうですね、はい。

○京都新聞記者 最終的に、この高浜原発の再稼働に向けて、広域連合としてその再稼働を認めるとか容認するっていうようなことを決める段階っていうのはあるんでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） 広域連合が再稼働について決めるとか決めないとかっていう立場にはありません。安全審査が終えられて、再稼働するかしないかを決められるのは、政府の責任において決められるということが基本です。ただ、我々、安全かどうかの状況把握が十分できてない、あるいは避難計画などきちんとつくっていく必要もあるわけですので、その限りにおいて説明を規制庁から、あるいは避難計画などの関連で言いますと、内閣府の防災担当のほうからお伺いをしていく、ヒアリングをしていくということになろうかと思っています。

○京都新聞記者 以前、大飯原発の再稼働のときにあったような、何か声明を出す

とかですね、そういう段階っていうのは特に考えられてないんでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三）　今の段階では、声明出すかどうかも含めまして未定です。

○事務局　よろしいですか。ほかにございませんか。では、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会　午後４時１９分